

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年3月30日

【事業年度】 第50期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 株式会社船井総研ホールディングス

【英訳名】 Funai Soken Holdings Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 グループCEO 高嶋 栄

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜4丁目4番10号

【電話番号】 大阪06(6232)0010(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営管理本部本部長 奥村 隆久

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北浜4丁目4番10号

【電話番号】 大阪06(6232)0010(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営管理本部本部長 奥村 隆久

【縦覧に供する場所】 株式会社船井総研ホールディングス 東京本社
(東京都千代田区丸の内1丁目6番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月		2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高	(百万円)	14,717	16,433	18,685	21,697	25,752
経常利益	(百万円)	3,691	3,866	4,681	5,008	5,755
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,426	2,558	3,206	3,549	3,868
包括利益	(百万円)	2,512	2,553	3,399	3,315	3,952
純資産額	(百万円)	18,217	19,272	21,624	22,370	23,165
総資産額	(百万円)	22,260	22,862	25,650	26,732	28,419
1株当たり純資産額	(円)	356.05	378.44	421.29	435.56	453.48
1株当たり 当期純利益金額	(円)	47.83	50.41	63.37	69.95	76.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	47.2	49.76	62.62	69.20	75.89
自己資本比率	(%)	81.3	83.5	83.3	82.2	79.4
自己資本利益率	(%)	14.0	13.8	15.9	16.4	17.4
株価収益率	(倍)	24.1	24.3	39.8	23.5	32.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,008	2,813	3,950	3,554	4,522
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	671	412	982	222	500
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,181	1,689	1,176	2,762	3,411
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	7,125	8,663	10,455	11,022	11,630
従業員数		783	873	941	1,105	1,209
(ほか、平均臨時雇用人員)	(名)	(41)	(31)	(37)	(41)	(37)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を実施しております。また、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第50期の期首から適用しており、第49期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
営業収益 (百万円)	2,003	3,533	4,291	4,888	5,240
経常利益 (百万円)	551	1,768	2,069	2,481	2,594
当期純利益 (百万円)	522	1,753	1,975	2,563	2,496
資本金 (百万円)	3,125	3,125	3,125	3,125	3,125
発行済株式総数 (千株)	30,000	36,000	35,500	53,000	53,000
純資産額 (百万円)	15,578	15,805	16,905	16,699	16,123
総資産額 (百万円)	17,139	17,276	18,592	18,516	17,941
1株当たり純資産額 (円)	304.18	309.72	328.19	323.11	312.03
1株当たり配当額 (円)	36.00	36.00	45.00	35.00	40.00
(1株当たり中間配当額) (円)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(17.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	10.29	34.53	39.04	50.52	49.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	10.16	34.09	38.58	49.98	48.97
自己資本比率 (%)	90.3	90.4	89.5	88.0	86.6
自己資本利益率 (%)	3.3	11.3	12.2	15.6	15.7
株価収益率 (倍)	111.9	35.5	64.7	32.5	50.1
配当性向 (%)	194.3	69.5	76.9	69.3	80.8
従業員数 (名)	65	65	84	93	93
(ほか、平均臨時雇用人員) (名)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	213.3	230.9	472.8	318.7	478.7
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(112.1)	(112.4)	(137.4)	(115.5)	(136.4)
最高株価 (円)	2,198 1,740	1,850	4,240 2,693	2,957	2,905
最低株価 (円)	921 1,623	1,243	1,717 2,400	1,541	1,573

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を実施しております。また、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 2018年12月期の1株当たり配当額35円には、特別配当2円を含んでおります。

4 2019年12月期の1株当たり配当額40円には、創立50周年の記念配当3円を含んでおります。

5 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

6 印は、権利落後の最高・最低株価を示しております。

7 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第50期の期首から適用しており、第49期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1970年3月	企業経営の総合診断を主業務として株式会社日本マーケティングセンター(現株式会社船井総研ホールディングス 資本金1,000千円)を設立。
1970年9月	経営者のための経営戦略研究会として会員制組織コスモスクラブ設立。
1971年8月	関東地区の業務拡張のため東京事務所(東京都港区)を開設。
1978年3月	名古屋、福岡等の各主要都市に地域の経営者のための経営研究会として地域フナイクラブ設立。
1981年12月	大阪本社を大阪市北区太融寺町に移転。
1985年3月	商号を「株式会社日本マーケティングセンター」から「株式会社船井総合研究所」に変更。
1988年9月	大阪証券取引所市場第二部(特別指定銘柄)に上場。
1990年5月	船井ファイナンス株式会社(船井キャピタル株式会社)を設立。
1993年6月	大阪証券取引所市場第二部に指定される。
1996年9月	大阪本社を大阪市北区豊崎に移転。
2000年2月	株式会社船井情報システムズを設立(現連結子会社。2014年7月に株式会社船井総研ITソリューションズに商号変更)。
2000年5月	船井総研ロジ株式会社を設立。
2003年3月	船井総研ロジ株式会社の株式一部売却により連結の範囲から除外。
2004年12月	東京証券取引所市場第二部に上場。
2005年4月	東京本社を東京都千代田区丸の内に移転。
2005年12月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部に指定される(2013年7月 現物市場統合に伴い大阪証券取引所市場第一部は東京証券取引所市場第一部に統合)。
2010年7月	大阪本社を大阪市中央区北浜に移転。
2012年1月	中国(上海)に船井(上海)商務信息咨询有限公司を設立(現連結子会社)。
2013年9月	船井キャピタル株式会社を清算結了。
2013年11月	持株会社体制への移行のため、株式会社船井総合研究所分割準備会社(現連結子会社。2014年7月に株式会社船井総合研究所に商号変更)及び株式会社船井総研コーポレトリレーションズ分割準備会社(現連結子会社。2014年7月に株式会社船井総研コーポレトリレーションズに商号変更)を設立。
2014年1月	船井総研ロジ株式会社を完全子会社化(現連結子会社)。
2014年7月	持株会社体制に移行し、商号を株式会社船井総研ホールディングスに変更。 経営コンサルティング事業を株式会社船井総合研究所に、営業サポート業務を株式会社船井総研コーポレトリレーションズにそれぞれ継承。
2015年2月	株式会社プロシードを完全子会社化(現連結子会社)。
2018年2月	株式会社HR Forceを設立(現連結子会社)。
2018年6月	新和コンピュータサービス株式会社を完全子会社化(現連結子会社)。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社8社で構成され、経営コンサルティング事業を主な事業内容とし、さらに当該事業に関連するロジスティクス事業、ダイレクトリクルーティング事業及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

なお、第2四半期連結会計期間において、従来「その他」に含まれていた「ダイレクトリクルーティング事業」について金額的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業における各社の位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

(1) 経営コンサルティング事業

経営コンサルティング業務を中心に、総合コンサルティングを遂行する体制及び組織を有しておりますが、企業経営に係わるコンサルティング業務の他に業種・テーマ別の経営研究会・セミナー等を実施しております。

関係会社・・・株式会社船井総合研究所、株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ、
船井(上海)商務信息咨询有限公司

(2) ロジスティクス事業

クライアントの物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流オペレーション業務、購買コスト削減等を共同購買で具現化する物流トレーディング業務等を実施しております。

関係会社・・・船井総研ロジ株式会社

(3) ダイレクトリクルーティング事業

主に採用広告運用代行サービスを通じて、現在多くの企業が抱える人手不足という課題に、ITテクノロジーを活用した解決ソリューションを提供するダイレクトリクルーティング業務を営んでおります。

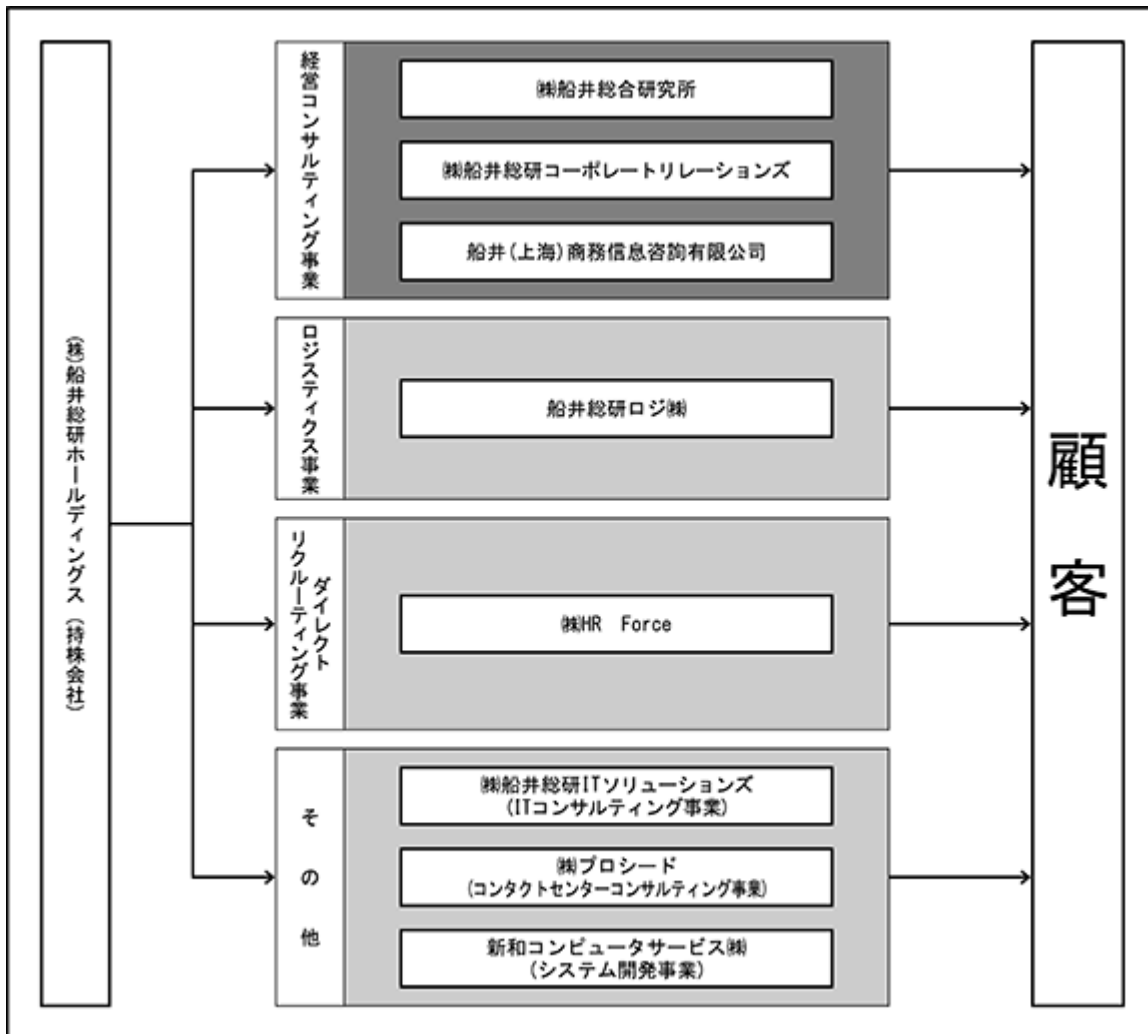
関係会社・・・株式会社HR Force

(4) その他

その他の事業におきましては、株式会社船井総研ITソリューションズがITコンサルティング事業、株式会社プロシードがコンタクトセンターコンサルティング事業、新和コンピュータサービス株式会社がシステム開発事業を営んでおります。

関係会社・・・株式会社船井総研ITソリューションズ、株式会社プロシード、
新和コンピュータサービス株式会社

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱船井総合研究所 (注) 2、3	大阪市中央区	3,000,000	経営コンサルティング 事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱船井総研コーポレイトリレーションズ(注) 4	大阪市中央区	50,000	経営コンサルティング 事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
船井(上海)商務信息咨询有限公司	中国上海市	50,000	経営コンサルティング 事業	100.0	役員の兼任等...無
船井総研ロジ㈱	大阪市中央区	98,000	ロジスティクス事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱HR Force	東京都千代田区	64,000	ダイレクトリクルー ティング事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱船井総研ITソリューションズ	東京都千代田区	60,000	その他	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱プロシード	東京都千代田区	100,000	その他	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
新和コンピュータサービス㈱	東京都中央区	13,000	その他	100.0	役員の兼任等...有

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 ㈱船井総合研究所については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	17,190,244	千円
	経常利益	5,057,335	千円
	当期純利益	3,566,308	千円
	純資産額	11,695,867	千円
	総資産額	14,580,532	千円

4 ㈱船井総研コーポレイトリレーションズについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	3,962,859	千円
	経常利益	219,458	千円
	当期純利益	152,187	千円
	純資産額	759,117	千円
	総資産額	1,238,031	千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
経営コンサルティング事業	947 (14)
ロジスティクス事業	52 (9)
ダイレクトリクルーティング事業	54 (11)
その他	63 (3)
全社(共通)	93 (-)
合計	1,209 (37)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載していません。

2 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
93 (-)	39	8.7	6,775

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	93 (-)
合計	93 (-)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社、(株)船井総合研究所及び(株)船井総研コーポレイトリレーションズには、労働組合(組合員数967人)が組織されておりますが、上部団体には加盟していません。また、その他の子会社においては労働組合は組織されていません。

なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、クライアントからの多種多様なニーズに対し親身に応えとともに高品質の経営コンサルティングサービスを提供していくことで、広く社会に貢献する企業でありたいと考えております。グループ経営力を強化していくためにも、次のとおり「グループ理念」及び「グループビジョン」を定めております。

グループ理念

「人・企業・社会の未来を創る」

私たちは、船井総研グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力で支援していきます。

グループビジョン

「仕事を通じて、人と企業を幸せにする 常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」

私たちのめざすグループ経営とは、関係する人・企業を幸せにすることだと考えております。幸せを願う人や企業にとって必要な企業集団になることが、結果、常に社会に必要とされる存在になると考えております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、上記グループ理念・ビジョンに向けて、常に成長し続けるグループを目指し、2017年12月期から2019年12月期の中期経営計画において、売上高成長率10%以上、ROE（自己資本利益率）10%以上を目標としており、それぞれ全期間達成することができました。なお、2020年2月5日に公表した2020年12月期から2022年12月期の中期経営計画においては、さらなる収益性向上を目指し、ROE（自己資本利益率）を15%以上に維持する目標としております。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2017年12月期から2019年12月期にかけての中期経営計画を策定し信頼の総合経営コンサルティンググループの実現に向けて、業界別「経営研究会」を経営の基盤とし、持続的成長可能なストック型コンサルティングモデルを確立してまいりました。また、2020年12月から2022年12月期にかけての中期経営計画においては、中核事業である経営コンサルティング事業を中心に「中小企業向けDXコンサルティング」を加速し、さらにグループ企業とのアライアンス力を高めながら「中堅企業向け総合経営コンサルティング」にチャレンジしてまいります。なお、以下の各戦略につきましては、2017年12月期から2019年12月期と、2020年12月期から2022年12月期の中期経営計画における戦略をそれぞれ記載しております。

経営コンサルティング事業における事業戦略

2017年12月期から2019年12月期：これまで培ってきた当社グループの強みである中小企業の成長実行支援と人材開発支援をベースに、業種別コンサルティングサービスとテーマ別に特化した専門性の高いコンサルティングサービスを連携させて、より品質の高いコンサルティングサービスの提供につなげてまいりました。テーマ別コンサルティングサービスでは、採用・育成などの人材開発のほか、M&A、WEBマーケティングなど、専門テーマの領域を拡張してサービスの充実を図ることにより、中小・中堅企業の企業価値向上支援ができる体制を整えてまいりました。

2020年12月期から2022年12月期：デジタル革新による顧客接点の拡大とコンサルティングのデジタルシフトを推進し、クライアントの経営者に寄り添った総合経営コンサルティング支援のラインナップを拡大・加速し、中小企業経営者のプラットフォームとしての存在の確立を目指してまいります。

ロジスティクス事業における事業戦略

2017年12月期から2019年12月期：現在行っております物流コンサルティング業務、物流オペレーション業務、物流トレーディング業務をさらに成長させるために、プラットフォーム機能を構築し、物流総合エンジニアリング企業への展開を目指してまいりました。

2020年12月期から2022年12月期：コンサルティング、コミュニティ、ネットワーク、データベースの4軸において、国内最大のロジスティクス事業基盤の構築を目指し、従来の業務領域をさらに発展させ、総合ロジスティクス・プロバイダー企業を目指してまいります。

ダイレトリクルーティング事業

2020年12月期から2022年12月期：高い継続利用率を維持し、売上拡大フェーズから利益率向上フェーズへの展開を目指し、当社グループの次の柱となる成長事業として引き続き経営資源を投入してまいります。

人財戦略

2017年12月期から2019年12月期：計画的な新卒採用と高い定着率をベースに、若手コンサルタントの早期育成を実現し、さらに総合経営コンサルティンググループに必要なプロフェッショナル人財の採用にチャレンジしてまいりました。

2020年12月期から2022年12月期：グループ共通の新たなコアバリューをベースに、より多様な人財がその長所を存分に発揮できる環境をデザインし、採用・育成・活躍の好循環により、グループの持続的成長を実現してまいります。

資本政策の基本的方針

・基本方針

当社は、株主価値を中長期的に高めていくために、適切な資本政策の方針の策定・実行が極めて重要であると認識しております。最適株主資本の水準の形成と併せて、株主還元の上昇に努めると同時に、積極的な事業投資により利益の拡大を目指し、資本効率を高めていくことを基本方針としております。

・効率性の方針

2017年12月期から2019年12月期：ROE（自己資本利益率）10%以上を目指してまいりました。

2020年12月期から2022年12月期：ROE（自己資本利益率）15%以上を目指してまいります。

・株主還元の方針

2017年12月期から2019年12月期：総還元性向50%以上を目指してまいりました。

2020年12月期から2022年12月期：総還元性向60%以上を目指してまいります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループは、「総合経営コンサルティンググループ」の実現に向けて、各業界の時流に適したコンサルティングサービスを提供し、広く社会に貢献できるよう以下の課題に取り組んでまいります。

優秀な人財の採用、育成の強化、定着率の向上

当社グループの中核である経営コンサルティング事業の業績を向上させるためには、各個人のコンサルティング力の向上が不可欠であり、優秀な人財の確保が必要であります。採用活動については当社の人財開発部において一括して行っており、2019年は新卒採用を中心に190名のコンサルタントを採用いたしました。コンサルタントの増加は当社グループの成長を支える重要な原動力となりますので、今後も新卒採用を中心に積極的に拡大してまいります。

さらに、優秀な人財が定着することで、顧客との関係性が継続的に強化され、契約継続率が向上し業績の安定化につながります。こうしたことから、採用した能力の高い社員を優秀なコンサルタントに育成し、定着させることが、当社グループの重要な課題と考えております。

また、働き方改革の推進により労働時間の見直しや、リモートワークの導入、育児等と就業の両立支援の制度の導入など女性の活躍機会の向上に積極的に取り組んでまいります。今後も、従業員がより長く、より働きやすくなる環境づくりを目指してまいります。

企業の社会的責任（CSR）に基づく経営

当社グループの健全な成長を確保し、企業価値の向上を図るために、企業の社会的責任（CSR）に立脚した経営が不可欠と認識しております。当社グループといたしましては、企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、内部統制の強化に継続的に取り組むとともに、総合的な経営コンサルティング業務を通じて、当社グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力で支援することを基本理念としております。この基本理念に基づき、社会の発展に結実する経営を目指してまいります。

グループ経営の強化及び事業領域の拡大

当社グループが中小・中堅企業に対する企業経営に関する「総合経営コンサルティンググループ」を目指すためには、従来の業種別のマーケティングコンサルティングである成長実行支援やマネジメントコンサルティングである人材開発支援の拡充、企業価値向上支援やデジタル化支援に向けた体制を整える必要があります。コンサルティングサービスの質の向上及び領域の拡大やグループ会社間の連携を促進するためにも、M&Aや業務提携、グループ内事業の開発等を通じてグループ経営を強化し、顧客企業の経営者に対して最適なコンサルティングサービスを提供できる体制を整備してまいります。

経営研究会の拡充

経営コンサルティング事業を中心に展開しております経営者向けの業種・テーマ別経営研究会において、業界動向や成功事例等の情報交換を活発に行い、研究会ごとに時流に適した業績向上ソリューションの研究を行っております。経営研究会の会員数増加は、当事業の売上高の60%を超える月次支援型コンサルティング業務との相乗効果が高く、経営全体を牽引することから、経営研究会の拡充が重要な課題であると認識しております。

経営者向けセミナーの開催や協業先や既存顧客からの紹介等を通じて経営研究会への誘導を図り、会員数の増加を目指してまいります。また今後は、単に会員数の増加のみならず、その品質についても充実を図るべく、業種別経営研究会から、さらにビジネスモデル別の経営研究会へのリニューアルに取り組んでまいります。

デジタル化推進による情報管理の強化

近年のデジタル技術の革新により、AI・IoTや、RPAといった新しい技術が次々と生み出されております。当社グループの主要顧客である中小企業においてもデジタル化は不可避な課題となっており、当社グループとしても顧客企業のデジタル化支援を推進してまいります。それにより、顧客の機密情報や、コンサルティングノウハウなどの多くの情報を保有することとなり、今後一層の情報管理を強化するため社内における情報管理体制を整備及び社員教育によるIT人材の育成に努めてまいります。

内部統制、コーポレート・ガバナンスの向上

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの向上が不可欠と認識しており、「コーポレートガバナンス・コード」の適切な実践や、内部統制機能の確立は極めて重要な課題であると考えております。社外取締役のみで構成される「ガバナンス委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスの適切な実践に向けての検討を定期的に行っており、併せて、内部統制報告制度に対応し、経営の透明性と健全性の確保を目的とした内部統制ルールを導入し、運用しております。また、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実、経営の公平性・効率性の向上のため、2016年3月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これらにより、当社グループにおける戦略及び事業目的の推進を組織として機能させ、より適正かつ効率的な経営を遂行し、事業基盤の強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、文中における将来に関する事項は、別段の記載がない限り本有価証券報告書提出日現在において、当社グループで判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 経営コンサルティング事業が経営成績上大きなウエイトを占めていることについて

経営コンサルティング事業は、当社グループの中核事業であり、収益面においても利益面においても大きな比重を占めております。

当社グループ(連結)の2018年12月期及び2019年12月期における売上高及び営業損益の内訳(金額及び構成比)は、下表のとおりであります。

	(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)				(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)			
	売上高		営業損益		売上高		営業損益	
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)
経営コンサルティング事業	17,099	78.8	4,559	92.1	19,592	76.0	5,395	94.6
ロジスティクス事業	2,452	11.3	256	5.2	2,441	9.5	344	6.0
ダイレクトリクルー ティング事業	1,298	6.0	19	0.4	2,564	10.0	80	1.4
その他	823	3.8	28	0.6	1,130	4.4	23	0.4
消去又は全社	23	0.1	82	1.7	23	0.1	22	0.4
合計	21,697	100.0	4,946	100.0	25,752	100.0	5,705	100.0

(2) 当社グループの中核事業である経営コンサルティング事業に関連するリスクについて

経営コンサルティング業界を取り巻く環境について

当社グループにおいては、主に株式会社船井総合研究所が企業・法人を対象とした経営コンサルティングを行っております。

経営コンサルティング事業は、様々な分野において、幅広い専門知識や情報・技術をもって、企画立案・指導助言などのサービスを行う専門サービス業であります。当社グループが属する経営コンサルティング事業は、弁護士、公認会計士、税理士等のように法律によって独占業務が存する業態とは異なり、開業に際し必ずしも特別な資格取得の必要でない業態であります。

当業界におけるコンサルタント会社は、顧客満足度の高いサービスを提供するために、日々の業務等から得られたノウハウを蓄積し、新たな方法論(顧客の現状分析方法や現状分析に基づいた現状改革の方法)の構築を行っておりますが、今後当業界はさらに競争が厳しくなると予想され、デジタルトランスフォーメーション等の新たな顧客ニーズも発生しており、顧客ニーズに対応できる企業とそうでない企業との二極化の傾向が生じており、今後、合従連衡を含む業界再編が進展していく可能性もあります。

また、わが国における当業界の市場規模は、欧米と比較し経済規模としては相対的に小さいとの指摘がなされております。今後、わが国における企業経営が成熟するに従い、経営コンサルティングなどの知的専門サービスに対するニーズは高まるものと認識しておりますが、こうした知的専門サービスに対する理解並びに認識が十分に高まらず、当社が顧客ニーズに適合しない方向に向かった場合は、当社の収益の拡大も限定的なものに留まる可能性があります。

株式会社船井総合研究所の事業内容並びに顧客開拓について

当社グループの中核事業会社である株式会社船井総合研究所は、企業経営者が抱える様々な経営上の問題に対し、業種業態ごとに対応したマーケティング・顧客管理・人事などの経営に関するコンサルティングを通じ、顧客企業の育成及び発展を支援しております。

また、顧客企業に対する直接的なコンサルティング活動の他に、多岐に亘る経営課題並びに時流に即した経営セミナーの主催、また、経営戦略の研究や会員相互の交流による事業の可能性を広げるネットワーク作りを目的とする、多様なメンバーから構成された会員制組織である経営研究会を運営しております。

顧客開拓につきましては、既存顧客からの紹介、主催するセミナーによる集客、研究会のネットワーク拡充及び無料経営相談などにより顧客開拓を図っております。

顧客基盤におきましては、創業以来、流通業を主要な顧客基盤としておりましたが、現在においては、住宅・不動産業、医療・介護・福祉業、土業、自動車関連業、人材サービス業等、顧客基盤は拡大してきております。

株式会社船井総合研究所は、顧客開拓を専門に行う営業部門を有しておらず、今後も上記のようなコンサルティング活動を通じて顧客開拓を図る方針であります。顧客開拓のための活動や手法が有効に機能しなくなる等の事態が生じた場合においては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンサルタントへの依存について

経営コンサルティング事業において、コンサルタント1人当たりの業務量には限界があることから、事業拡大を図るには優秀なコンサルタントの増員が不可欠であります。そのために、社内教育の研修プログラムにおいてコンサルタントとしての基本姿勢及び必要な知識を習得させ、また、通常3～5名程度で構成されるチームで実際の現場におけるコンサルティング業務を通じ、個々のコンサルタントのレベルアップと知識ノウハウの社内共有を図り人材の育成に努めております。とりわけ育児等と就業の両立支援の制度の導入により女性の活躍機会の向上に積極的に取組んでおり、優秀な人材の定着に努めております。さらに、新たな人材確保においては、国内外を問わず新卒採用の他に各分野での経験者の採用を積極的に進め、潜在能力の高い人材の獲得に努めております。

今後においても優秀な人材の確保及び優秀なコンサルタントへの育成に努め、引続き増員を図る方針ですが、当社グループが求める人材の確保及び育成が進捗しない場合においては、コンサルタントへの依存が高い当社グループの事業並びに業績に影響を及ぼすこととなります。

また、当事業の性格上、個々のコンサルタントの意識や能力等により、パフォーマンスに差が生じる可能性があります。

当社は、社員のモチベーション及び帰属意識をより高めるために、人事評価制度における見直しを行い、個々の成果がより反映される給与体系を導入しております。しかしながら、能力の高いコンサルタントの中には独立志向が高い人材がいる可能性もあり、一部の重要な人材の離職があれば、業績において一時的な影響を受ける可能性があります。

海外事業におけるカントリーリスクについて

当社は中国上海市に子会社を有しており、主に国内企業の中国進出サポート及び現地における営業マーケティングのコンサルティング活動を展開しております。中国市場におけるコンサルティングニーズは高い一方で、カントリーリスクが依然として高い状況にあります。具体的には、反日活動による日本製品への影響、税務・法務諸制度の度重なる変更による影響、政治・経済状況の激変によるマーケットに与える影響、大気汚染をはじめとした環境問題による従業員の健康への影響、その他、為替リスクなど海外事業特有のカントリーリスクがあげられます。今後も中国ビジネスにおけるコンサルティングニーズは高まるものと考えておりますが、上記のようなカントリーリスクにより、当社グループに一時的に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経営コンサルティング事業以外の事業に関連するリスクについて

船井総研ロジ株式会社は、ロジスティクス事業を行っており、顧客の業績向上及び物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流オペレーション業務、及び購買コスト削減等を共同購買で具現化する物流トレーディング業務等を実施し、顧客との良好な関係により成立するため、常に競合会社からの営業活動にさらされております。

また、サービスや物品を仕入販売するモデルであるため、仕入価格、特に相場に左右される商材やサービス（燃料、ダンボール、トラック運賃等）を扱うため常に仕入価格と販売価格の調整が必要となり、その成否によって利幅が変動するリスクや販売先の債務不履行リスクがあります。

物流オペレーション業務については、リフト作業時の事故や倉庫内事故といった荷物事故、車両事故等、倉庫の火災等予期しない業務事故が発生する可能性を秘めており、また、共同購買では品質における瑕疵等が考えられ、その対応処置に応じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社船井総研 ITソリューションズは、ITコンサルティング事業を行っており、主に基幹システム導入サポートやITコスト削減支援などのITコンサルティング業務を行っております。また、新和コンピュータサービス株式会社は、システム開発事業を行っており、主に情報システム開発、システムマネジメントサービス業務を行っております。IT関連業界においては技術革新のスピードが速く、また競合他社においても大手企業はもとより新興企業が多数存在し、競争の激しい業界であります。このような業界においては、刻々と変化、複雑化する顧客ニーズに対する確に対応する必要があり、同社が顧客ニーズに対応できない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社プロシードは、コンタクトセンターコンサルティング事業を行っており、米国COPC社との日本独占ライセンス契約に基づいて、COPC組織認証等個人向けトレーニングを実施しているため、COPC社の経営方針、サービス内容の変化等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社HR Forceは、ダイレトリクルーティング事業を行っており、主に採用広告運用代行サービスを通じて、現在多くの企業が抱える人手不足という課題に、ITテクノロジーを活用した解決ソリューションを提供しております。人材業界は大手企業をはじめ競合他社が多数存在し、価格面やサービス面において同社の競争優位性を維持できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社グループ戦略等について

事業領域の見直しについて

当社グループは、現経営陣のもと、事業戦略の見直しを行った結果、中核事業であり安定した利益の見込まれる経営コンサルティング事業については、当面事業の拡大は可能と判断し、当該事業及びその周辺事業に経営資源を集中する方針を採っております。

当該方針に従い、今後、経営コンサルティング事業とシナジー効果の高い周辺事業などの新規の事業領域への進出を図ることにより、初期投資によるコスト発生及び投資計画と業績実績との乖離が発生した場合、当社グループの経営成績に一時的に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのブランド力について

創業者の船井幸雄が築いてきた「船井総合研究所」ブランドは、経営コンサルティング事業をはじめとする当社グループの事業展開の上で不可欠であり、このブランドを維持・発展することは、当社グループの事業基盤拡大の上で非常に重要であります。しかしながら、コンサルタントの質の低下や当社グループが提供するサービスが、顧客ニーズに必ずしも合致したものでなくなる状況が生じ、顧客からの信頼獲得に影響を及ぼす等の事態が生じた場合には、ブランド力の低下に繋がります。また、「船井総合研究所」あるいは「船井総研」の商標を冠する各社等にリーガル・コンプライアンスやコーポレート・ガバナンス上の諸問題が発生した場合にはブランドの毀損に繋がります。当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報漏えい等に関するリスクについて

当社グループは、業務遂行上の必要から、個人情報や経営情報等の顧客の機密情報を保有しておりますが、個人情報の取得、保管、加工、利用、廃棄に当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の各種法令を厳守し、グループ全体及びグループ各社の社内規程に則った取扱いをしております。また、機密情報を取得するにあたっては、機密保持契約等により守秘義務を負っております。これに加えて、役職員等に対してeラーニングを用いた教育・研修等による情報管理の重要性の周知徹底、システムによるセキュリティ対策の強化等、機密保持に努めております。

しかしながら、これらの対策にかかわらず、第三者によるサイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウィルスの侵入等により、万一これら情報が流出した場合や個人情報の取得・取扱手続の不備による法令違反があった場合、重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、これらによって損害を被った者からの損害賠償請求や当社グループの信用の低下により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 内部管理体制について

当社グループは、持続的な成長と中長期的に企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけております。当社グループでは業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備及び運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢は緩やかに回復しつつありますが、消費税増税の影響による個人消費マインドの低下、米国の通商政策の動向、中国経済の先行き、中東地域の情勢や金融市場の変動の影響により、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは主力事業である経営コンサルティング事業の業績が好調に推移し、連結経営成績は、引続き、過去最高の売上高及び利益を達成することができました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高25,752百万円（前連結会計年度比18.7%増）、営業利益5,705百万円（同15.4%増）、経常利益5,755百万円（同14.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,868百万円（同9.0%増）となり、中期経営計画の2019年度の計画値である売上高23,500百万円、営業利益5,400百万円を大きく上回ることができました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、第2四半期連結会計期間において、従来「その他」に含まれていた「ダイレクトリクルーティング事業」について金額的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

・経営コンサルティング事業

経営コンサルティング事業の業種別におきましては、当事業の主力部門である住宅・不動産業界向けコンサルティングにおいて、中小企業向け業績向上ソリューションの確立がより一層進み、また、医療・介護・福祉業界向けコンサルティングにおいても、歯科医院向け経営研究会等の会員数増加により売上高が順調に増加いたしました。加えて、近年の人手不足を背景に、人材サービス業界向けコンサルティングにおいても大きく売上高が増加いたしました。

テーマ別におきましては、従来の成長実行支援に加え、人材開発コンサルティングについても売上高を順調に伸ばすことができました。その結果、売上高は19,592百万円（前連結会計年度比14.6%増）、営業利益は5,395百万円（同18.3%増）となりました。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、物流コンサルティング業務は既存顧客からの受注に加え、新テーマのセミナーを多数開催し、研究会会員数も過去最高となり、売上高が増加いたしました。また、物流オペレーション業務はDM発送業務等のグループ内業務の割合増加に伴い外部顧客向け売上は減少することとなりました。その結果、売上高は2,441百万円（前連結会計年度比0.4%減）、営業利益は344百万円（同34.5%増）となりました。

・ダイレクトリクルーティング事業

ダイレクトリクルーティング事業におきましては、国内企業の求人数増加に伴う転職マーケットの活況に後押しされ、新規顧客を順調に獲得し、売上高は前連結会計年度と比較して約2倍となりました。当事業は前連結会計年度より早期の売上拡大を目指すべく販促費用や運用体制整備に伴う人件費、システム開発費用を中心に積極的な先行投資を継続したため、当連結会計年度においては営業損失となりました。

その結果、売上高は2,564百万円（前連結会計年度比97.5%増）、営業損失は80百万円（前連結会計年度は営業利益19百万円）となりました。

・その他

その他の事業におきましては、コンタクトセンターコンサルティング事業は、大手企業案件の失注等の影響により減益となりました。ITコンサルティング事業は、安定した受注により計画を上回る利益となりました。システム開発事業は、順調に売上高を伸ばすことができました。

その結果、売上高は1,130百万円（前連結会計年度比37.3%増）、営業利益は23百万円（同19.2%減）となりました。

また、当連結会計年度における財政状態の概況は次のとおりであります。

・資産の部

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて、1,686百万円増加し、28,419百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて2,104百万円増加し、16,694百万円となりました。これは主に現金及び預金、有価証券、受取手形及び売掛金の増加によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて418百万円減少し、11,724百万円となりました。これは主に投資有価証券の減少によるものであります。

・負債の部

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて892百万円増加し、5,254百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて1,256百万円増加し、4,931百万円となりました。これは主に1年内償還予定の社債及びその他に含まれる未払金が増加したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて364百万円減少し、322百万円となりました。これは主に社債の減少によるものであります。

・純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて794百万円増加し、23,165百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益による増加、自己株式の取得及び剰余金処分に伴う利益剰余金の減少によるものであります。

その結果、自己資本比率は前連結会計年度末より2.8ポイント減少し79.4%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて607百万円増加し、11,630百万円となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

・営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は4,522百万円（前連結会計年度は3,554百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が5,748百万円となり、売上債権の増加額が476百万円、法人税等の支払額が1,801百万円、法人税等の還付額が343百万円となったことによるものであります。

・投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は500百万円（前連結会計年度は222百万円の資金の使用）となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出が413百万円となったことによるものであります。

・財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は3,411百万円（前連結会計年度は2,762百万円の資金の使用）となりました。これは主に、自己株式の取得及び売却による差引支出が1,535百万円、配当金の支払額が1,862百万円となったことによるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
自己資本比率(%)	81.3	83.5	83.3	82.2	79.4
時価ベースの自己資本比率(%)	263.2	270.2	498.8	309.8	434.6
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	326.3	355.8	717.7	645.9	863.6

(注) 1 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値を用いて、以下の計算式により算出しております。

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

2 株式時価総額は、期末株価終値 × 自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。

3 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としております。

4 営業キャッシュ・フロー及び利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書に計上されている「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を用いております。

受注及び販売の状況

・受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
経営コンサルティング事業	14,185,944	102.7	6,585,001	101.9
ロジスティクス事業	709,179	102.3	325,530	140.4
その他	605,552	116.2	148,315	232.8

(注) 1 経営コンサルティング事業については、会費収入、セミナー収入は継続収入であるため、コンサルティング収入についてのみ記載いたしました。

2 ロジスティクス事業については、物流コンサルティング収入についてのみ記載しております。

3 ダイレクトリクルーティング事業については、コンサルティング収入がないため上表には記載しておりません。

4 その他の事業については、ITコンサルティング収入及びコンタクトセンターコンサルティング収入についてのみ記載しております。

5 金額は販売価格で表示しております。

6 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

・販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
経営コンサルティング事業	19,592,131	114.6
ロジスティクス事業	2,441,697	99.6
ダイレクトリクルーティング事業	2,564,549	197.5
その他	1,130,844	137.3

(注) 1 販売実績は、外部顧客に対する売上高を表示しております。なお、前年同期比については、遡及修正後の数値で比較を行っております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 総販売実績に対して10%以上に該当する相手先はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産および負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討

a 経営成績の分析

売上高におきましては、ビジネスモデル別に開催している経営者向けセミナーの開催件数の増加、WEB広告運用代行サービスの顧客数の増加により、コンサルティング件数が増加いたしました。その結果、売上高は前連結会計年度に比べて18.7%増の25,752百万円となりました。

営業利益におきましては、WEB広告運用代行サービス及びダイレトリクルーティング事業が伸びたことにより売上原価が大きく増加いたしました。経営コンサルティング事業において、営業活動の効率化や増収により、堅調に営業利益を確保することができました。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べて15.4%増の5,705百万円となりました。

経常利益におきましては、受取利息及び還付消費税等の増加に伴い営業外収益が134百万円（前連結会計年度は121百万円）、営業外費用が84百万円（同58百万円）となりました。その結果、経常利益は前連結会計年度に比べて14.9%増の5,755百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益におきましては、法人税等合計が1,880百万円（前連結会計年度は1,767百万円）となったことにより、前連結会計年度に比べて9.0%増の3,868百万円となりました。

b 資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの資金需要の主なものは、売上原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

当社グループの資金の源泉は主として営業活動によるキャッシュ・フローであります。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、2017年12月期から2019年12月期における中期経営計画の達成に向けて推進してまいりました。その結果、2019年12月期は過去最高の売上高及び利益を更新することができ、8期連続の増収増益を達成いたしました。引続き当社グループの成長を目指すために、2020年2月5日に2020年12月期から2022年12月期の中期経営計画を公表いたしました。それぞれの業績計画は以下のとおりであります。

・2017年12月期から2019年12月期の中期経営計画における業績計画

期	項目	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	売上高成長率 (%)	ROE (%)
2017年12月期	計画	18,000	3,900	10.0	10.0
	実績	18,685	4,631	13.7	15.9
	計画比	+685	+731	+3.7	+5.9
2018年12月期	計画	21,000	4,900	10.0	10.0
	実績	21,697	4,946	16.1	16.4
	計画比	+697	+46	+6.1	+6.4
2019年12月期	計画	23,500	5,400	10.0	10.0
	実績	25,752	5,705	18.7	17.4
	計画比	+2,252	+305	+8.7	+7.4

(注) 上記計画は、初年度である2017年12月期において当初計画しておりました数値を大幅に上回ったため、2年目以降の計画数値の上方修正を実施いたしましたので、上方修正実施後の計画数値を記載しております。

・2020年12月期から2022年12月期の中期経営計画における業績計画

期	項目	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	ROE (%)
2020年12月期	計画	29,000	6,300	15.0
2021年12月期	計画	33,000	7,000	15.0
2022年12月期	計画	37,000	7,700	15.0

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

特に記載すべき事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	合計	
大阪本社 (大阪市中央区)	全社(共通)	事務所設備	668,463	672,635 (542.12)	17,727	166,549	1,525,376	54
東京本社 (東京都千代田区) (注)	全社(共通)	事務所設備	113,819 [2,601.09]	-	-	1,720	115,539	39

(注) 建物及び構築物の[]内は連結会社以外から賃借している建物の面積(単位:㎡)であります。

(2) 国内子会社

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	合計	
船井 総合研究所	五反田 オフィス (東京都 品川区)	経営コンサル ティング事業	セミナー 施設	286,683	3,387,653 (389.95)	-	-	3,674,336	-

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,000,000
計	130,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,000,000	53,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	53,000,000	53,000,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。

なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、該当がある場合には、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載いたします。また、「付与対象者の区分及び人数」については、決議時点の内容で記載しております。

決議年月日	2012年4月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役6名（社外取締役を除く）及び執行役員6名
新株予約権の数（個）	220個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 39,600（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2012年5月8日～ 2042年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 163円（注）2 資本組入額 82円（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、180株であります。ただし、2012年5月7日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価162円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合（ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2041年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年5月8日から2042年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割に

つき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2013年4月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7名(社外取締役を除く)及び執行役員6名
新株予約権の数(個)	280個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,400(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株式あたり1円
新株予約権の行使期間	2013年5月8日～ 2043年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 259円(注)2 資本組入額 130円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2013年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価258円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2042年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年5月8日から2043年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2014年4月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7名(社外取締役を除く)及び執行役員6名
新株予約権の数(個)	280個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,400(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株式あたり1円
新株予約権の行使期間	2014年5月8日～ 2044年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 262円(注)2 資本組入額 131円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2014年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価261円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2043年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2043年5月8日から2044年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の、
、
、
またはの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2015年5月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名(社外取締役を除く)、当社執行役員2名、子会社取締役8名及び子会社執行役員4名
新株予約権の数(個)	350個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 63,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2015年6月19日～ 2045年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 531円(注)2 資本組入額 266円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2015年6月18日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価530円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2044年6月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2044年6月19日から2045年6月18日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約また

は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2016年4月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員2名、子会社取締役7名及び子会社執行役員5名
新株予約権の数(個)	410個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 73,800(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2016年5月13日～ 2046年5月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 804円(注)2 資本組入額 402円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2016年5月12日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価803円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2045年5月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2045年5月13日から2046年5月12日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2017年4月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員2名、子会社取締役7名及び子会社執行役員8名
新株予約権の数(個)	510個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 91,800(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2017年5月9日～ 2047年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,180円(注)2 資本組入額 590円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2017年5月8日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,179円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2046年5月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2046年5月9日から2047年5月8日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2018年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員3名、子会社取締役13名及び子会社執行役員6名
新株予約権の数(個)	488個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 87,840(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2018年5月8日～ 2048年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,192円(注)2 資本組入額 1,096円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2018年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価2,191円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2047年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2047年5月8日から2048年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。

決議年月日	2019年4月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員3名、子会社取締役18名及び子会社執行役員5名
新株予約権の数(個)	528個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 95,040(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2019年5月8日～ 2049年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,394円(注)2 資本組入額 1,197円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2019年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価2,393円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2048年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2048年5月8日から2049年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年6月5日(注)1	251,000	30,000,477	-	3,125,231	-	2,946,634
2016年1月1日(注)2	6,000,095	36,000,572	-	3,125,231	-	2,946,634
2017年2月28日(注)1	500,572	35,500,000	-	3,125,231	-	2,946,634
2018年1月1日(注)3	17,750,000	53,250,000	-	3,125,231	-	2,946,634
2018年12月20日(注)1	250,000	53,000,000	-	3,125,231	-	2,946,634

(注)1 自己株式の消却による減少であります。

2 2016年1月1日付で、普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が6,000,095株増加しております。

3 2018年1月1日付で、普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が17,750,000株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	31	21	92	159	3	8,884	9,190	-
所有株式数 (単元)	0	144,699	1,237	61,682	105,644	67	212,059	525,388	461,200
所有株式数 の割合(%)	0	27.54	0.24	11.74	20.11	0.01	40.36	100.0	-

(注)1 当社の自己株式3,220,991株は、「個人その他」に32,209単元及び「単元未満株式の状況」に91株を含めて記載しております。

2 証券保管振替機構名義の株式810株は、「その他の法人」に8単元及び「単元未満株式の状況」に10株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する所 有株式数の割合(%)
株式会社船井本社	静岡県熱海市西山町19番6号	5,026	10.10
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,734	7.50
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,955	3.93
株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,952	3.92
船井和子	静岡県熱海市	1,557	3.13
NORTHERN TRUST C O.(AVFC) RE FIDE LITY FUNDS (常任代理人香港上海銀行東京支 店 カस्टディ業務部)	50 BANK STREET CAN ARY WHARF LONDON E 14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,245	2.50
TAIYO FUND, L. P.(株式会社三菱UFJ銀行)	5300 CARILLON POIN T KIRKLAND, WA 980 33, USA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,127	2.27
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラス ト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	1,062	2.13
船井勝仁	東京都渋谷区	1,056	2.12
TAIYO HANEI FUN D, L.P. (株式会社三菱UFJ銀行)	5300 CARILLON POIN T KIRKLAND, WA 980 33, USA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	891	1.79
計	-	19,609	39.39

(注) 当社は自己株式3,220千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,220,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,317,900	493,179	-
単元未満株式	普通株式 461,200	-	-
発行済株式総数	53,000,000	-	-
総株主の議決権	-	493,179	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が800株(議決権8個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10株、当社所有の自己株式が91株含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社船井総研ホール ディングス	大阪市中央区北浜4丁 目4番10号	3,220,900	-	3,220,900	6.08
計	-	3,220,900	-	3,220,900	6.08

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2019年11月5日)での決議状況 (取得期間2019年11月6日~2019年12月27日)	696,200	1,500,311
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	696,100	1,500,095
残存決議株式の総数及び価額の総額	100	215
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.01	0.01
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	0.01	0.01

(注) 上記の取得自己株式は、2019年11月5日開催の取締役会において決議された公開買付けによる取得であり、その概要は以下のとおりであります。

買付け等の期間：2019年11月6日から2019年12月3日まで

買付け等の価格：普通株式1株につき、金2,155円

取得株式の総数：696,200株(上限)

取得株式の総額：1,500,311,000円(上限)

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	4,690	11,988
当期間における取得自己株式	1,230	3,597

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (ストック・オプションの権利行使による処分)	42,300	42	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	80	212	-	-
保有自己株式数	3,220,991	-	3,222,221	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得株式数、単元未満株式の買増請求による処分株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、今後も業績を考慮した利益配当を実施していきたいと考えております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、創立50周年記念配当3円を含め1株につき23円といたしました。これにより、中間配当1株につき17円と合わせ、年間配当金は1株40円となり、連結の配当性向は52.2%となります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は定時株主総会であります。

内部留保につきましては、長期的な視点にたつて将来の企業価値増加のために行う投資と、機動的な資本政策等が行える財務体質とのバランスを図りながら、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2019年8月2日 取締役会決議	858,109	17
2020年3月28日 定時株主総会決議	1,144,917	23 (普通配当20) (記念配当3)

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

また、当社ではディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置付けており、法令等に基づく開示、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず今後の事業戦略についても、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会の決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）を選任しております。取締役として取締役会での議決権が付与されることで、監査・監督機能の強化につながり、また、取締役会における社外取締役の比率を高め、経営の透明性・妥当性の向上により、さらなる企業価値の向上を図るものと考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために、取締役の3分の1以上の社外取締役を選任することにより、取締役会の客観性・妥当性を確保し、社外取締役2名を含む3名の監査等委員による取締役会の適法性・妥当性の監査を行っております。また、社外取締役のみで構成されたガバナンス委員会を設置し、適切なコーポレート・ガバナンスの検討を定期的に行っております。なお、役員の選任及び役員報酬の算定については、透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として過半数を社外取締役で構成された指名委員会と半数を社外取締役で構成された報酬委員会を設置し、内容の審議・検討を行い、それらの答申を踏まえ代表取締役社長が取締役会に諮り決定しております。次期グループCEO候補者の選定・育成については、公正かつ透明性の高い手続を確保するため、後継者指名委員会からの答申に基づき取締役会において審議を行い、将来の当社を担う経営者として適切なグループCEO候補者を決定することとしております。さらに、経営と執行の分離及び業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入しております。

・取締役会

取締役会は、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定を行っており、毎月1回定例の取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社運営に関しては取締役会で専門的かつ多角的な検討がなされており、その上で迅速な意思決定が行われております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関しては任期を1年、監査等委員である取締役は任期を2年として各年度の経営責任の明確化を図っております。

議長は、代表取締役社長グループCEO高嶋栄氏、構成員は、小野達郎氏、中谷貴之氏、奥村隆久氏、砂川伸幸氏、光成美樹氏、百村正宏氏、中尾篤史氏、小林章博氏であります。

・監査等委員会

監査等委員会は、経営に関する意思決定及び業務執行について有効な監視及び監査をしており、毎月1回定例の監査等委員会を開催しております。常勤監査等委員は、取締役会以外の経営会議等重要な会議に出席し意見を述べております。また、社外取締役のうち1名の監査等委員は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、他1名の監査等委員は、弁護士であり、コンプライアンス分野における相当程度の知見を有しております。

委員長は、取締役（監査等委員）百村正宏氏、構成員は、中尾篤史氏、小林章博氏であります。

・指名委員会

指名委員会は、その規程に基づき、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員の選任基準について審議し、取締役・執行役員の候補者の決定に対する透明性・客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としております。委員3名のうち2名が社外取締役であります。

委員長は、代表取締役社長グループCEO高嶋栄氏、構成員は、砂川伸幸氏、小林章博氏であります。

・後継者指名委員会

後継者指名委員会は、その規程に基づき、業績等を踏まえた現グループCEOの評価及びサクセッションプランについて審議し、グループCEO候補者の決定に対する透明性・客観性を高めることを目的としております。委員4名のうち3名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役砂川伸幸氏、構成員は、奥村隆久氏、中尾篤史氏、小林章博氏であります。

・報酬委員会

報酬委員会は、その規程に基づき、取締役・執行役員の報酬に関する方針について審議し、取締役・執行役員の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としております。委員4名のうち2名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役（監査等委員）中尾篤史氏、構成員は、小野達郎氏、奥村隆久氏、砂川伸幸氏であります。

・ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、その規程に基づき、中長期的な観点から、当社グループのコーポレート・ガバナンス全般の各種課題に対する検討を行い、経営の公正性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。委員4名全員が社外取締役であり、委員長も社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役（監査等委員）小林章博氏、構成員は、砂川伸幸氏、光成美樹氏、中尾篤史氏であります。

・リスク管理委員会

リスク管理委員会は、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、重点対応リスクを抽出したうえで具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理し、リスク発生の防止に努めるなどの活動を行っております。各主要部門の担当取締役、思考役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

委員長は、取締役専務執行役員小野達郎氏、構成員は、百村正宏氏、当社執行役員2名、当社グループ会社取締役及び幹部社員9名であります。

・内部統制委員会

内部統制委員会は、金融商品取引法及び同施行令等に規程される決算財務報告の適正性を確保する観点から、当社及び当社グループにおける財務報告にかかる内部統制報告制度の構築及び適切な運営を図るために設置しております。内部統制を行う各組織の部門責任者及び当社グループの代表取締役社長を内部統制の管理責任者として、日々の業務を通じ部門の内部統制システムの構築、管理を行っております。

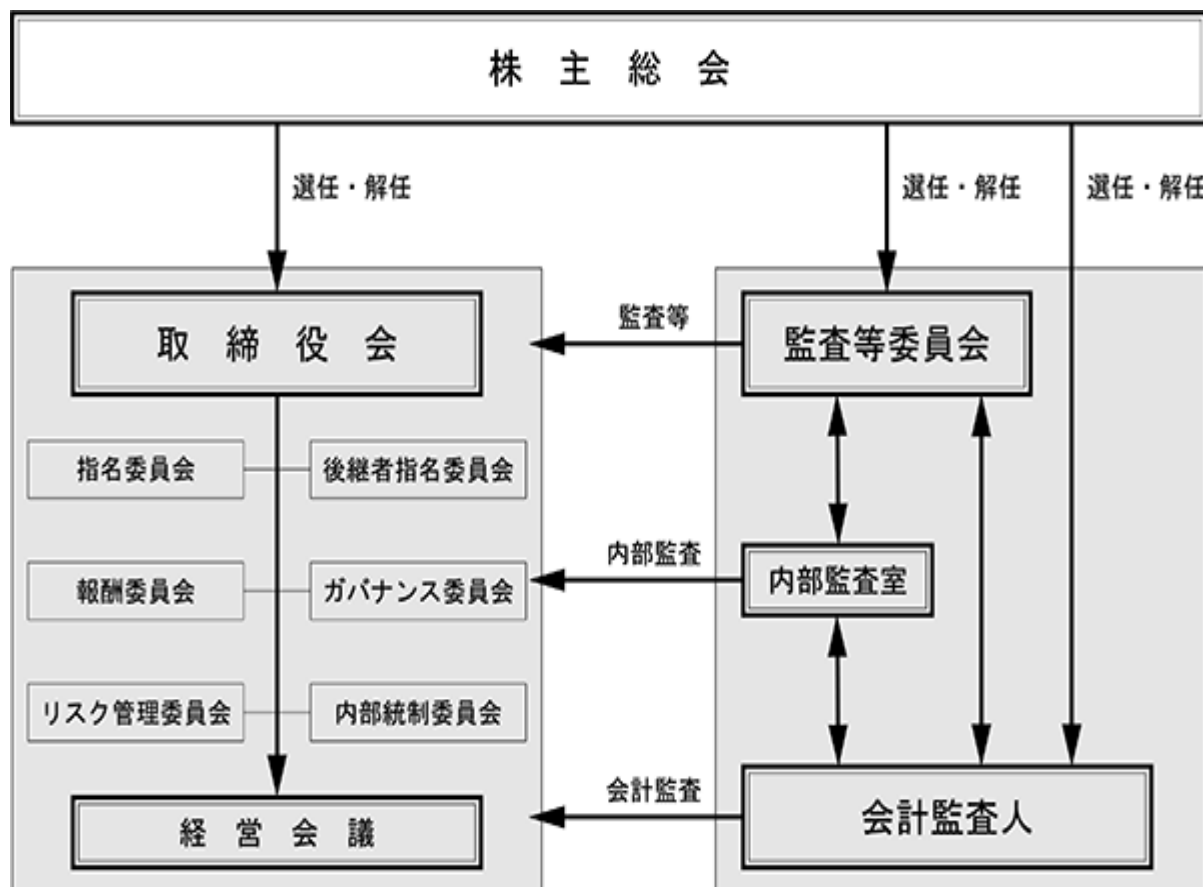
委員長は、代表取締役社長グループCEO高嶋栄氏、構成員は、小野達郎氏、中谷貴之氏、奥村隆久氏、百村正宏氏であります。

・経営会議

当社は、意思決定及び監督を行う取締役会の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、職務権限規程にてその範囲を定めております。取締役会で決定された方針を速やかに業務執行するために、取締役及び執行役員で構成される経営会議を取締役会の下に設置しております。経営会議は、取締役会での決議事項を除く重要議案について事前に検討・議論し、取締役会の審議の充実を図るほか、取締役会付議には至らない重要議案についての意思決定と情報共有を行っております。

議長は、代表取締役グループCEO高嶋栄氏、構成員は、小野達郎氏、中谷貴之氏、奥村隆久氏、百村正宏氏、当社執行役員5名であります。

・コーポレート・ガバナンス体制の状況（2019年12月31日現在）



企業統治に関するその他の事項

(1) 業務の執行体制

当社では、取締役会の意思決定並びに業務執行の監督機能と、各事業本部の業務執行機能を峻別するため、執行役員制度を導入しております。取締役会で決定された方針に従い、執行役員は日常業務の執行にあたっております。なお、当社では取締役会とは別に執行役員で構成された経営会議を月に1回開催し業務の執行状況の確認、意思統一を図る体制をとっております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社グループは「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念と「仕事を通じて、人と企業を幸せにする 常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」というグループビジョンを当社グループの役員、従業員によって具現化するべく、適切な組織の構築、社内規程・ルール等の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを行う体制として内部統制システムを整備、運用しております。これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保しております。

(3) リスク管理体制の整備状況

当社は損失のリスクの管理を含めた危機管理を行う全社横断的な組織として、リスク管理委員会を設置しております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

(4) 内部統制システム構築の基本方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社グループは社会的責任に対する基本姿勢を示す「グループコンプライアンス規程」及び「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、当社グループの役員、従業員が法令、社内規程・ルール等に従い、高い倫理観を持ち良識ある行動をとれるよう、その基準を明確にします。
- ロ 当社グループは適切な内部統制システムを構築し、運用しております。また、当社及びグループ会社の業務執行が法令、社内規程・ルール等に則って適正に行われていること、当社グループの内部統制システムの適正な運用を監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行うため、監査等委員会直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の内部監査を行います。
- ハ 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令、社内規程・ルール等の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- ニ 違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するため、「グループホットライン規程」を制定し、当社グループに従事する者からの「社内ホットライン」を整備するなどコンプライアンス体制の充実に努めるほか、会議やeラーニングを含めた研修等を通じ、役員及び従業員のコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。
- ホ 当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人や団体には断固たる態度で臨みます。

- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の意思決定や職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- ロ 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織、各職位の責任と権限の体系を明確にした「職務権限規程」及び「職務権限基準」を制定します。
- ハ 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任し業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。
- ニ 当社グループの事業活動の連携と業務執行状況の確認、意思統一を図る機関として「経営会議」を設置し、当社グループ内の重要事項について審議します。
- ホ 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各グループ会社・各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期に計画した業績目標の達成を図ります。

- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 取締役の職務執行に関する決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
- ロ 情報の保護については「情報セキュリティ管理規程」を整備し、重要度に応じた閲覧権限の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役員、従業員に対して周知徹底を図ります。

- 損失のリスクの管理に関する規程その他の体制
- イ 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえで具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めます。
- ロ 当社グループの損失のリスクの管理に関して「グループ危機管理規程」を整備し、損失防止の管理体制を強化します

- 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの「グループ理念」と「グループビジョン」に示される基本的な考えを共有します。
- ロ 経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社からグループ会社に取り締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、グループ会社との情報交換及び協議を行うため「グループ経営会議」を開催します。
- ハ グループ会社に対する調査・監査実施の体制として、監査等委員、会計監査人による監査に加えて内部

監査も実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。

ニ グループ会社の業務運営等を管理するため「グループ会社管理規程」を制定します。

ホ グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正への確保が必要なときは、「グループ会社管理規程」に従い、グループ会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする体制を整備します。

ヘ 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別の業務プロセスの統制システムを整備するとともに、適正かつ有効な運用及び評価を行います。

- 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ 取締役は、監査等委員の求めがあれば、従業員を監査等委員の職務の補助に従事させることとします。

ロ 監査等委員補助者は、監査等委員の職務の補助に専従するものとし、補助者の人事異動、人事考課については、予め監査等委員の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

- 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

イ 監査等委員は「取締役会」、「経営会議」等の重要な会議に出席し、経営の状況や意思決定のプロセスについて常に把握し監査を行います。

ロ 監査等委員に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、「社内ホットライン」に寄せられた情報等について、求めに応じて取締役及び使用人より迅速かつ有効に報告がなされる体制を整備しています。

なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

ハ 監査等委員に対して、内部監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査等委員は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施します。

- 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ 監査等委員会は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払いまたは償還を受けることができます。

ロ 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部の専門家を利用することができ、これに要する費用はイによるものとします。

- その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を担保するとともに、監査等委員会は代表取締役、取締役と必要に応じ会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役、取締役との相互認識を深めます。

ロ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関として取締役会を月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点より審議しました。また、当社取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する「経営会議」を月1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

- 内部監査

当社の内部統制システムの運用の適正性について、内部監査室が当社及びグループ会社の監査を実施し、監査の結果を当社代表取締役及び監査等委員に報告いたしました。

当社では、監査等委員3名のうち2名を社外取締役としており、監査の透明性を確保する体制としております。

- コンプライアンス

当社グループの役員、従業員のコンプライアンスに対する意識を高めるため、会議やeラーニングを含めた研修等を通じて、コンプライアンス教育を推進いたしました。

- リスクマネジメント

当社に「リスク管理委員会」を設置し、当社及び当社グループにおける潜在リスクの評価、リスク発生の防止に努めるなど活動を行ってまいりました。また、当社グループにおいて「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、反社会的勢力を排除するため、その条項を定めるとともに、新規の取引先においては与信申請時で確認し、適宜実施いたしました。

そのほか、当社及び当社グループを対象に「社内ホットライン」を設置し、当社及び当社グループの役員・従業員への周知を行いました。なお、当社顧問弁護士、社外の監査等委員が窓口となり会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を把握できる体制としております。

(5) 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、その社会的責任における重要性を鑑み、反社会的勢力と一切の関係をもたないことを規範とし、当社グループの「グループコンプライアンス規程」において、その行動指針を定めており、当社グループの社員は「グループコンプライアンス規程」の行動規範に則り、指針に定められた行動をとることを入社時に誓約しております。

また、当社では、反社会的勢力を排除するための法的制度に則った社内制度の整備、早期情報把握のための危機管理制度の整備、有事の際の担当部署設置と経営トップを含めた全社的対応の徹底を図っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 危機管理制度を定め、組織として「リスク管理委員会」を設置し、早期情報把握に努めております。また、管轄部署を総務部とし、これらの情報把握に基づく、迅速な経営トップへの報告、対処の体制を構築しております。
- この制度をもとに、社内事案の早期把握に基づいた情報の一元管理を実施し、顧問弁護士及び警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断しております。
- 当社の業務受託時における受託規約の中に、反社会的勢力の排除の条項を記載し、明文化しております。
- 当社の与信管理規程の中で反社会的勢力を排除することの条項を定めるとともに当該規程に基づき与信管理制度を運用しております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である砂川伸幸氏、光成美樹氏、中尾篤史氏、小林章博氏のそれぞれとの間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(7) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年6月30日の基準日として、取締役会決議により、株主又は登録株式質権者に対して、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

・取締役の責任免除

当社は、取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

なお、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除及び締結済みの責任限定契約については、従前の例によるものであります。

(8) 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、10名以内、監査等委員である取締役については5名以内とする旨を定款に定めております。

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長 グループ CEO	高 嶋 栄	1957年 5 月29日生	1980年 4 月 1998年 3 月 2002年 3 月 2003年 3 月 2004年 3 月 2008年 3 月 2010年 3 月 2013年 3 月 2014年 7 月 2018年 8 月	当社入社 取締役大阪経営指導本部長 常務執行役員大阪第一経営支援本部長 取締役常務執行役員大阪経営支援統括本部本部長 取締役専務執行役員経営支援統括本部本部長 代表取締役副社長 副社長執行役員ライン統括本部長 代表取締役社長 社長執行役員COO 代表取締役社長 社長執行役員CEO 代表取締役社長 グループCEO (現任) ㈱船井総合研究所代表取締役社長 社長執行役員 ㈱船井総合研究所 取締役	(注) 3	415
取締役 専務執行役員 HR本部 本部長	小 野 達 郎	1963年 5 月 8 日生	1987年 4 月 2003年 3 月 2007年 3 月 2010年 3 月 2011年 1 月 2014年 1 月 2014年 7 月 2015年 1 月 2018年 3 月 2019年 3 月 2020年 1 月	当社入社 執行役員大阪第二経営支援本部本部長 取締役執行役員第一経営支援部長 取締役常務執行役員ライン統括副本部長兼第二経営支援部長 取締役常務執行役員東京経営支援本部長 取締役常務執行役員人財開発本部長 ㈱船井総合研究所取締役常務執行役員人財開発室室長 ㈱船井総合研究所取締役常務執行役員 取締役常務執行役員事業統括本部本部長 取締役専務執行役員事業統括本部本部長 取締役専務執行役員HR本部本部長 (現任)	(注) 3	138
取締役 専務執行役員 事業統括本部 本部長	中 谷 貴 之	1968年 8 月16日生	1991年 4 月 2010年 3 月 2013年 3 月 2014年 7 月 2015年 3 月 2016年 3 月 2020年 3 月	当社入社 執行役員ライン統括本部第二経営支援副本部長 取締役執行役員東京経営支援副本部長兼第一経営支援部長 ㈱船井総合研究所取締役執行役員東京経営支援本部本部長 同社取締役常務執行役員ライン統括本部本部長 船井(上海)商務信息咨询有限公司董事長 ㈱船井総合研究所代表取締役社長 社長執行役員 取締役専務執行役員 事業統括本部本部長(現任)	(注) 3	165

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 経営管理本部 本部長	奥村 隆久	1959年7月13日生	1997年7月 2005年3月 2008年1月 2009年1月 2013年3月 2014年7月 2015年1月 2015年3月 2016年1月 2017年3月	当社入社 執行役員管理本部管理部部长 執行役員スタッフ統括本部財務部長 執行役員スタッフ統括本部財務部長兼内部統制室長 取締役執行役員スタッフ統括副本部長兼財務部長兼内部統制室長 取締役執行役員経営管理本部本部長兼内部統制室室長 ㈱船井総合研究所取締役執行役員スタッフ統括本部副本部長兼財務部部长 ㈱船井総合研究所取締役執行役員 ㈱船井総合研究所監査役 取締役執行役員経営管理本部本部長 取締役常務執行役員経営管理本部本部長(現任)	(注) 3	59
取締役 社外取締役	砂川 伸幸	1966年12月8日生	1989年4月 1998年4月 2007年4月 2011年1月 2016年3月 2016年4月	新日本証券㈱(現みずほ証券㈱)入社 神戸大学経営学部助教授 同大学院経営学研究科教授 ㈱TASAKI社外取締役 取締役(現任) 国立大学法人京都大学経営管理大学院教授(現任)	(注) 3	-
取締役 社外取締役	光成 美樹	1972年2月29日生	1994年4月 2001年2月 2011年9月 2013年1月 2015年2月 2020年3月	東急不動産㈱入社 富士総合研究所㈱(現みずほ情報総研㈱)入社 ㈱FINEV代表取締役(現任) 経済産業省 産業構造審議会 産業技術環境分科会 産業環境対策小委員会 臨時委員 (現任) 一般社団法人土地再生推進協会 代表理事(現任) 取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	百村正宏	1965年2月27日生	1988年10月 1997年1月 2001年3月 2003年3月 2011年1月 2011年3月 2014年7月 2016年3月	当社入社 管理本部経営管理グループリーダー 船井キャピタル㈱取締役 同社代表取締役社長 同社顧問 監査役 ㈱船井総合研究所監査役(現任) 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 4	1
取締役 (監査等委員) 社外取締役	中尾篤史	1969年12月21日生	1991年10月 1995年4月 1995年7月 2000年11月 2005年12月 2006年7月 2013年3月 2016年3月 2019年12月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 本郷会計事務所(現辻・本郷税理士法人)入所 中央シーエスアカウンティング㈱(現CSアカウンティング㈱)取締役 同社専務取締役 税理士登録 監査役 取締役(監査等委員)(現任) CSアカウンティング㈱代表取締役社長(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員) 社外取締役	小林章博	1970年12月19日生	1999年4月 2007年4月 2009年11月 2010年4月 2013年3月 2016年3月 2017年4月	弁護士登録(大阪弁護士会) 中央総合法律事務所入所 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科兼任講師 弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所代表(現任) 京都大学法科大学院非常勤講師 監査役 取締役(監査等委員)(現任) 国立大学法人京都大学法科大学院 特別教授(現任)	(注) 4	-
計						780

- (注) 1 取締役 砂川伸幸氏及び光成美樹氏は、社外取締役であります。
2 取締役(監査等委員)中尾篤史氏及び小林章博氏は、社外取締役であります。
3 2019年12月期に係る定時株主総会終結の時から2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 2019年12月期に係る定時株主総会終結の時から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名で、うち2名は監査等委員である取締役であります。

監査等委員でない社外取締役のうち、砂川伸幸氏は、大学教授として高度な専門知識と高い見識を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ております。

また、光成美樹氏は、企業のESG経営や不動産の環境問題、国内外の環境規制に関する専門知識があり、当社グループESG経営を推進するために選任しております。なお、同氏は株式会社FINEVの代表取締役であります。同社と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

監査等委員である社外取締役のうち、中尾篤史氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏はCSアカウンティング株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

また、小林章博氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は中央総合法律事務所の京都事務所代表であります。同法律事務所と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ております。

当社においては、社外取締役の選任にあたっては東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考に、当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を複数名確保することとしております。その他、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において会計監査人から監査結果等の報告を受けており、また、必要に応じて常勤の監査等委員である取締役を通じ、内部監査室との相互連携を図っております。

社外取締役と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査室では年間計画を期初に立案し、年間を通じ整齊とした監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に監査報告を具申し、内容を検討し、改善指示書を作成の上、改善案を実行する体制となっております。なお、監査対象にはグループ会社も含んでおり、必要に応じて臨時的監査も行っております。

監査等委員会は、取締役会と連動して毎月1回開催され迅速かつ公正な監査体制がとられており、会計監査人と監査方針及びスケジュール等の打合せ及び相互の情報交換を行い、監査の実効性を高める工夫を行っております。また、全部署の業務につき、常勤監査等委員(1名)を中心に計画的・網羅的監査が実施されております。さらに、会計監査人による会計監査の結果は監査等委員会及び内部監査室にも報告され、内部統制の指摘事項等につき改善が行われているか随時監査できる体制をとっております。当社の内部監査室、監査等委員会、会計監査人は必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質向上及び内部統制機能の充実に努めております。

社外取締役は、取締役会を通じ、監査等委員会の監査及び会計監査の監査状況、内部監査室の内部統制監査状況等を把握し、必要に応じて意見の交換を行うなど相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されており、うち2名が社外取締役であります。監査等委員会は、取締役会と連動して毎月1回開催され迅速かつ公正な監査体制がとられており、会計監査人と監査方針及びスケジュール等の打合せ及び相互の情報交換を行い、監査の実効性を高める工夫を行っております。また、全部署の業務につき、常勤監査等委員(1名)を中心に計画的・網羅的監査が実施されております。さらに、会計監査人による会計監査の結果は監査等委員会にも報告され、内部統制の指摘事項等につき改善がなされているか随時監査できる体制をとっております。なお、常勤監査等委員の百村正宏氏は、当社の財務部門において10年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、中尾篤史氏は、公認会計士、税理士及び会社経営者としての経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社の内部監査室、監査等委員会、会計監査人は必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上及び内部統制機能の充実に努めております。

内部監査の状況

内部監査室は、専任者2名体制で、年間計画を期初に立案し、年間を通じ整齊とした監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に監査報告を具申し、内容を検討し、改善指示書を作成の上、改善案を実行する体制となっております。なお、監査対象には子会社も含んでおり、必要に応じて臨時的監査も行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 森村圭志

指定有限責任社員 業務執行社員 木戸脇美紀

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者4名、その他5名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性、監査報酬、監査計画等の妥当性を確認し、監査実績等を踏まえたうえで、総合的に勘案し、選定しております。なお、当社は会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めており、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

e. 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査体制及び職務遂行状況等を総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(2019年1月31日 内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)からの規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,000		21,000	787
連結子会社	8,000		9,000	
計	28,000		30,000	787

(注) 非監査業務に基づく報酬は、公認会計士法第2条第1項の業務以外である新収益認識基準の適用に関する助言業務等について対価を支払っております。

b. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査報酬は、監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等について検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬制度については、当社グループの企業価値向上及び持続的成長に向けたインセンティブとして機能させることを主眼に置き、かつ透明性・客観性の高い決定プロセスであることを基本方針としております。

当社は監査等委員会設置会社であります。任意で報酬委員会を設置しており、当該報酬委員会は、委員長を社外取締役とし、半数（2名）を社外取締役で構成することにより、役員報酬の客観性・透明性を確保しております。

報酬委員会は、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容について、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、審議・検討を行い、それらの答申を踏まえて代表取締役社長が取締役会に諮り、取締役会にて最終審議のうえ決定しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年3月28日開催の第50回定時株主総会において、年額450,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）と決議し、その枠内において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額100,000千円以内で付与することを決議いたしております。ただし、この報酬等の額には、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まないものとしております。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いたしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬に業績報酬を加えた「固定報酬」と、業績連動報酬である「中長期業績連動株式報酬」により構成しております。基本報酬は同業種等の役員報酬水準を参考に、役位・役割に基づき算定しており、業績報酬は企業価値の持続的な成長を目指すためには収益力の向上が重要であると考え、前年度の業績達成度（主として営業利益、経常利益）及び個人別設定KPIの達成度に基づき一定の範囲で算定しております。前事業年度における業績達成状況におきましては、営業利益4,946百万円（業績予想に対する達成率101.0%）、経常利益5,008百万円（同102.2%）となりました。「中長期業績連動株式報酬」は、中長期の株価向上への動機づけを目的に、退職時の行使を条件とした株式によるストックオプションを役位・役割に応じ付与しております。また、上記支給金額の割合は基本的に8：2を基準として成果等に応じて変動するものとします。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であるため固定報酬の基本報酬のみとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し監査する立場であるため固定報酬の基本報酬のみとし、株主総会にて決議された報酬限度額内において、監査等委員会で報酬額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬+業績報酬)	ストック オプション	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	214,142	169,731	44,411	-	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	21,530	21,530	-	-	1
社外取締役	23,160	23,160	-	-	3

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の総額(千円)			連結報酬等の 総額(千円)
			基本報酬	ストック オプション	退職慰労金	
高嶋 栄	代表取締役	提出会社	116,182	27,578	-	143,760

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
66,098	2	執行役員を兼務する取締役の執行役員報酬であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する投資株式を純投資目的の投資株式、その他の投資株式を、純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な企業価値向上に資すると判断され、その保有の意義が認められる場合は、株式を保有することとしております。保有目的および合理性について中長期的な観点から精査し、保有の適否を毎年、取締役会において検証しております。保有の適否検証においては、投資先企業との協働の状況、事業への影響、投資先企業のROE、取引による当社利益への寄与度等を考慮しております。検証の結果、保有目的および合理性が乏しいと判断される株式については、事業や市場への影響に配慮しつつ売却を進めてまいります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	564
非上場株式以外の株式	4	499,928

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	2	6,140

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)中央倉庫	193,300	193,300	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。	有
	236,599	191,173		
(株)ミルボン	33,212	33,212	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。	無
	205,914	148,457		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	58,110	58,110	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。	無(注2)
	34,470	31,257		
(株)三井住友フィ ナンシャルグル ープ	5,682	5,682	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。	無(注2)
	22,943	20,710		
第一生命ホール ディングス(株)	-	3,100	前事業年度において、営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しておりました。	無(注2)
	-	5,325		
(株)アールエイジ	-	3,000	前事業年度において、営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しておりました。	無
	-	1,617		

(注) 1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

3. 定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりませんが、保有の合理性は、上記 a. で記載の方法により検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、また、定期的に監査法人の主催するセミナーに参加する等により、的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,022,585	11,630,554
受取手形及び売掛金	2,393,699	2,870,051
有価証券	301,784	1,001,132
仕掛品	113,784	155,685
原材料及び貯蔵品	7,053	5,759
その他	786,604	1,071,147
貸倒引当金	35,443	39,543
流動資産合計	14,590,069	16,694,787
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,270,842	1,311,009
土地	4,602,643	4,602,643
その他（純額）	150,515	196,280
有形固定資産合計	1 6,024,001	1 6,109,933
無形固定資産		
借地権	322,400	322,400
ソフトウェア	280,596	274,379
その他	191,732	177,210
無形固定資産合計	794,730	773,990
投資その他の資産		
投資有価証券	4,451,647	3,907,279
退職給付に係る資産	480,131	473,196
その他	400,624	468,046
貸倒引当金	8,408	8,006
投資その他の資産合計	5,323,993	4,840,516
固定資産合計	12,142,725	11,724,440
資産合計	26,732,794	28,419,227

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	331,448	347,821
1年内償還予定の社債	-	500,000
1年内返済予定の長期借入金	100,000	-
未払法人税等	1,033,185	1,159,020
その他	2,210,623	2,925,055
流動負債合計	3,675,257	4,931,897
固定負債		
社債	500,000	-
長期借入金	-	100,000
退職給付に係る負債	54,660	60,876
繰延税金負債	70,716	109,949
その他	61,331	51,377
固定負債合計	686,707	322,203
負債合計	4,361,964	5,254,101
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,125,231	3,125,231
資本剰余金	2,946,634	2,947,675
利益剰余金	17,729,542	19,731,165
自己株式	1,861,703	3,342,957
株主資本合計	21,939,705	22,461,115
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	121,786	211,575
為替換算調整勘定	16,284	16,146
退職給付に係る調整累計額	109,225	114,954
その他の包括利益累計額合計	28,845	112,766
新株予約権	402,278	591,243
純資産合計	22,370,829	23,165,126
負債純資産合計	26,732,794	28,419,227

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	21,697,104	25,752,886
売上原価	14,042,254	16,972,135
売上総利益	7,654,850	8,780,751
販売費及び一般管理費	1 2,708,744	1 3,075,273
営業利益	4,946,106	5,705,477
営業外収益		
受取利息	9,258	17,105
受取配当金	12,696	9,135
投資有価証券売却益	25,934	23,468
投資有価証券評価益	807	1,865
保険配当金	31,113	30,434
還付消費税等	25,972	37,674
その他	15,438	14,609
営業外収益合計	121,222	134,292
営業外費用		
支払利息	5,515	5,231
投資事業組合管理費	4,579	3,847
自己株式取得費用	-	23,358
寄付金	37,000	42,000
その他	11,716	10,304
営業外費用合計	58,811	84,742
経常利益	5,008,516	5,755,027
特別利益		
固定資産売却益	-	2 624
投資有価証券売却益	319,945	665
新株予約権戻入益	865	-
特別利益合計	320,811	1,289
特別損失		
固定資産除却損	3 3,586	3 582
投資有価証券売却損	-	6,807
解決費用	8,643	-
特別損失合計	12,229	7,390
税金等調整前当期純利益	5,317,098	5,748,927
法人税、住民税及び事業税	1,791,048	1,927,567
法人税等調整額	23,506	47,121
法人税等合計	1,767,541	1,880,446
当期純利益	3,549,556	3,868,481
親会社株主に帰属する当期純利益	3,549,556	3,868,481

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益	3,549,556	3,868,481
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	203,386	89,788
為替換算調整勘定	1,576	138
退職給付に係る調整額	28,725	5,729
その他の包括利益合計	1, 2 233,688	1, 2 83,920
包括利益	3,315,868	3,952,401
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,315,868	3,952,401

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	16,130,738	1,109,323	21,093,281
当期変動額					
剰余金の配当			1,776,837		1,776,837
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,549,556		3,549,556
自己株式の取得				1,020,612	1,020,612
自己株式の処分			7,702	86,615	94,318
自己株式の消却			181,617	181,617	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,598,804	752,379	846,424
当期末残高	3,125,231	2,946,634	17,729,542	1,861,703	21,939,705

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	325,172	17,861	80,499	262,533	268,964	21,624,779
当期変動額						
剰余金の配当						1,776,837
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,549,556
自己株式の取得						1,020,612
自己株式の処分						94,318
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	203,386	1,576	28,725	233,688	133,314	100,374
当期変動額合計	203,386	1,576	28,725	233,688	133,314	746,050
当期末残高	121,786	16,284	109,225	28,845	402,278	22,370,829

当連結会計年度(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	17,729,542	1,861,703	21,939,705
当期変動額					
剰余金の配当			1,866,857		1,866,857
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,868,481		3,868,481
自己株式の取得				1,512,084	1,512,084
自己株式の処分		1,040		30,830	31,870
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1,040	2,001,623	1,481,253	521,410
当期末残高	3,125,231	2,947,675	19,731,165	3,342,957	22,461,115

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	121,786	16,284	109,225	28,845	402,278	22,370,829
当期変動額						
剰余金の配当						1,866,857
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,868,481
自己株式の取得						1,512,084
自己株式の処分						31,870
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	89,788	138	5,729	83,920	188,965	272,886
当期変動額合計	89,788	138	5,729	83,920	188,965	794,296
当期末残高	211,575	16,146	114,954	112,766	591,243	23,165,126

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,317,098	5,748,927
減価償却費	243,566	278,992
のれん償却額	65,110	66,835
株式報酬費用	183,013	220,581
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,451	3,696
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	23,558	1,204
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	26,504	6,216
投資有価証券評価損益(は益)	3,705	650
投資有価証券売却損益(は益)	345,879	17,326
受取利息及び受取配当金	21,955	26,240
支払利息	5,515	5,231
自己株式取得費用	-	23,358
為替差損益(は益)	1,225	63
寄付金	37,000	42,000
有形固定資産売却損益(は益)	-	624
有形固定資産除却損	968	582
無形固定資産除却損	2,618	-
売上債権の増減額(は増加)	437,314	476,417
その他の資産の増減額(は増加)	486,429	634,473
その他の負債の増減額(は減少)	281,851	728,424
その他	7,988	9,311
小計	4,903,694	5,980,997
利息及び配当金の受取額	42,089	47,015
利息の支払額	5,503	5,236
法人税等の支払額	1,682,279	1,801,859
法人税等の還付額	333,825	343,175
寄付金の支払額	37,000	42,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,554,826	4,522,092

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	100,000	-
有価証券の取得による支出	200,000	100,067
有価証券の売却及び償還による収入	700,000	400,000
投資有価証券の取得による支出	1,208,346	416,596
投資有価証券の売却及び償還による収入	710,283	20,596
有形固定資産の取得による支出	89,823	249,063
無形固定資産の取得による支出	134,582	164,891
保険積立金の解約による収入	12,136	8,938
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1 112,128	-
その他	-	644
投資活動によるキャッシュ・フロー	222,461	500,438
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	15,302	13,691
自己株式の取得による支出	1,020,744	1,535,442
自己株式の売却による収入	45,484	254
配当金の支払額	1,771,597	1,862,890
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,762,160	3,411,770
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,295	1,914
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	566,908	607,969
現金及び現金同等物の期首残高	10,455,676	11,022,585
現金及び現金同等物の期末残高	2 11,022,585	2 11,630,554

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

株式会社船井総合研究所、株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ、
船井(上海)商務信息咨询有限公司、船井総研ロジ株式会社、株式会社HR Force、
株式会社船井総研ITソリューションズ、株式会社プロシード、新和コンピュータサービス株式会社
全ての子会社を連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 - 社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

原則として時価法

たな卸資産

個別法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を見積もり、定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含まれている「繰延税金資産」106,248千円のうちの17,544千円は、「投資その他の資産」の「その他」400,624千円に含めて表示しており、「流動資産」の「その他」に含まれている「繰延税金資産」106,248千円のうちの88,703千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」は70,716千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「有形固定資産」の「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「有形固定資産」に表示していた「リース資産」30,944千円、「その他」119,570千円は、「その他」150,515千円として組替えております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「リース債務」13,691千円、「その他」2,196,932千円は、「その他」2,210,623千円として組替えております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「固定負債」に表示していた「リース債務」19,695千円、「その他」41,635千円は、「その他」61,331千円として組替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「保険解約返戻金」は重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」に表示していた「保険解約返戻金」2,083千円、「その他」13,355千円は、「その他」15,438千円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,232,080千円	2,359,089千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	523,714千円	607,566千円
従業員給料	887,049千円	1,002,761千円
退職給付費用	26,219千円	28,768千円

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
有形固定資産その他	- 千円	624千円
計	- 千円	624千円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
建物及び構築物	968千円	394千円
有形固定資産その他	0千円	188千円
ソフトウェア	2,618千円	- 千円
計	3,586千円	582千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	52,538千円	141,406千円
組替調整額	345,830千円	11,807千円
計	293,291千円	129,598千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,576千円	138千円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	85,804千円	51,829千円
組替調整額	43,175千円	43,380千円
計	42,629千円	8,449千円
税効果調整前合計	337,497千円	121,010千円
税効果額	103,809千円	37,089千円
その他の包括利益合計	233,688千円	83,920千円

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
税効果調整前	293,291千円	129,598千円
税効果額	89,905千円	39,810千円
税効果調整後	203,386千円	89,788千円
為替換算調整勘定		
税効果調整前	1,576千円	138千円
税効果額	-千円	-千円
税効果調整後	1,576千円	138千円
退職給付に係る調整額		
税効果調整前	42,629千円	8,449千円
税効果額	13,903千円	2,720千円
税効果調整後	28,725千円	5,729千円
その他の包括利益合計		
税効果調整前	337,497千円	121,010千円
税効果額	103,809千円	37,089千円
税効果調整後	233,688千円	83,920千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	35,500,000	17,750,000	250,000	53,000,000

(注) 2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の株式分割を行っております。

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 17,750,000株

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 250,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,705,840	1,301,691	444,950	2,562,581

(注) 2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の株式分割を行っております。

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 852,920株

取締役会決議に基づく買受けによる増加 440,655株

単元未満株式の買取りによる増加 8,116株

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 250,000株

ストック・オプションの権利行使による減少 194,760株

単元未満株式の買増請求による減少 190株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					402,278

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月24日 定時株主総会	普通株式	1,013,824	30	2017年12月31日	2018年3月26日
2018年8月3日 取締役会	普通株式	763,012	15	2018年6月30日	2018年8月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,008,748	20	2018年12月31日	2019年3月25日

(注) 1株当たり配当額には、特別配当2円を含んでおります。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	53,000,000	-	-	53,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,562,581	700,790	42,380	3,220,991

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく買受けによる増加 696,100株

単元未満株式の買取りによる増加 4,690株

減少の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 42,300株

単元未満株式の買増請求による減少 80株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					591,243

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月23日 定時株主総会	普通株式	1,008,748	20	2018年12月31日	2019年3月25日
2019年8月2日 取締役会	普通株式	858,109	17	2019年6月30日	2019年8月27日

(注) 2019年3月23日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当2円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,144,917	23	2019年12月31日	2020年3月30日

(注) 1株当たり配当額には、記念配当3円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

株式の取得により新たに新和コンピュータサービス株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純増)との関係は次のとおりであります。

流動資産	169,456千円
固定資産	38,158千円
のれん	117,213千円
流動負債	65,770千円
固定負債	29,053千円
株式の取得価額	230,005千円
現金及び現金同等物	117,876千円
差引：取得のための支出	112,128千円

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当ありません。

2 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	11,022,585千円	11,630,554千円
有価証券勘定	301,784千円	1,001,132千円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	- 千円	- 千円
償還期間が3ヶ月を 超える債券等	301,784千円	1,001,132千円
現金及び現金同等物	11,022,585千円	11,630,554千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器、コンピュータ及びその周辺機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については主に銀行借入や社債発行によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内の与信管理規程に沿って信用リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等をモニタリングし、財務状況の悪化や事業計画の変更等の把握に努めております。なお、債券については、資金運用規程に従い格付の高い商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2 参照）。

前連結会計年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,022,585	11,022,585	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,393,699		
貸倒引当金（*）	35,443		
	2,358,256	2,358,256	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,123,253	2,113,754	9,499
その他有価証券	2,478,192	2,478,192	-
資産計	17,982,287	17,972,788	9,499
(4) 支払手形及び買掛金	331,448	331,448	-
(5) 社債	500,000	503,611	3,611
(6) 長期借入金	100,000	99,820	179
負債計	931,448	934,880	3,432

（*）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	542
投資事業組合等への出資金	151,443

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,022,585	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,393,699	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券 社債	301,784	1,206,374	-	615,094
その他有価証券のうち満期が あるもの 社債	-	-	950,691	405,724
合計	13,718,069	1,206,374	950,691	1,020,818

(注) 4 社債、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	500,000	-	-	-	-
長期借入金	100,000	-	-	-	-	-
リース債務	13,691	9,653	9,103	938	-	-
合計	113,691	509,653	9,103	938	-	-

当連結会計年度(2019年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,630,554	11,630,554	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,870,051		
貸倒引当金(*)	39,543		
	2,830,507	2,830,507	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,017,033	2,017,859	826
その他有価証券	2,780,765	2,780,765	-
資産計	19,258,861	19,259,687	826
(4) 支払手形及び買掛金	347,821	347,821	-
(5) 社債	500,000	500,299	299
(6) 長期借入金	100,000	101,209	1,209
負債計	947,821	949,331	1,509

(*) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12,564
投資事業組合等への出資金	98,048

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,630,554	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,870,051	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券 社債	1,001,132	405,030	-	610,870
その他有価証券のうち満期が あるもの 社債	-	101,991	838,092	403,048
合計	15,501,738	507,021	838,092	1,013,918

(注) 4 社債、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	500,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	100,000	-	-	-
リース債務	9,653	9,103	938	-	-	-
合計	509,653	9,103	100,938	-	-	-

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
社債	101,244	101,270	25
その他	-	-	-
小計	101,244	101,270	25
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
社債	2,022,008	2,012,484	9,524
その他	-	-	-
小計	2,022,008	2,012,484	9,524
合計	2,123,253	2,113,754	9,499

当連結会計年度(2019年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
社債	806,847	814,655	7,808
その他	-	-	-
小計	806,847	814,655	7,808
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
社債	1,210,186	1,203,204	6,982
その他	-	-	-
小計	1,210,186	1,203,204	6,982
合計	2,017,033	2,017,859	826

3 その他有価証券

前連結会計年度(2018年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	397,225	229,279	167,945
債券	847,704	840,744	6,959
その他	346,023	327,808	18,214
小計	1,590,952	1,397,832	193,120
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	15,244	24,101	8,857
債券	508,711	513,705	4,994
その他	363,284	378,699	15,415
小計	887,239	916,507	29,267
合計	2,478,192	2,314,339	163,852

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額151,985千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2019年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	499,928	224,707	275,220
債券	438,456	434,814	3,641
その他	937,706	905,348	32,357
小計	1,876,090	1,564,870	311,219
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	-	-	-
債券	904,675	909,679	5,004
その他	-	-	-
小計	904,675	909,679	5,004
合計	2,780,765	2,474,549	306,215

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額110,612千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
その他有価証券	410,283	319,945	-
合計	410,283	319,945	-

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
その他有価証券	20,596	665	6,807
合計	20,596	665	6,807

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、複数事業主制度の企業年金基金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を採用しております。

複数事業主制度の企業年金制度については、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

また、退職一時金制度（非積立型制度ではありますが、中小企業年金共済制度の積立額から支給されるものがあります。）については、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
退職給付債務の期首残高	954,041	1,005,514
勤務費用	96,507	97,791
利息費用	7,624	8,058
数理計算上の差異の発生額	26,299	82,442
退職給付の支払額	78,957	86,970
退職給付債務の期末残高	1,005,514	1,106,836

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
年金資産の期首残高	1,486,456	1,485,645
期待運用収益	22,296	22,284
数理計算上の差異の発生額	59,505	30,613
事業主からの拠出額	115,355	128,460
退職給付の支払額	78,957	86,970
年金資産の期末残高	1,485,645	1,580,033

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,005,514	1,106,836
年金資産	1,485,645	1,580,033
	480,131	473,196
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	480,131	473,196
退職給付に係る資産	480,131	473,196
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	480,131	473,196

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
勤務費用	96,507	97,791
利息費用	7,624	8,058
期待運用収益	22,296	22,284
数理計算上の差異の費用処理額	43,175	43,380
確定給付制度に係る退職給付費用	125,009	126,945

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
数理計算上の差異	42,629	8,449

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
未認識数理計算上の差異	159,058	167,507

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
国内債券	27.7%	25.7%
国内株式	3.9%	5.8%
外国債券	25.3%	20.0%
外国株式	8.1%	12.6%
一般勘定	24.7%	24.0%
短期資金	10.3%	11.9%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

保有している年金資産の構成、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
割引率	主として0.9%	主として0.9%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
予想昇給率	4.6%	5.2%

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	-	54,660
退職給付費用	27,869	11,504
退職給付の支払額	-	1,215
制度への拠出額	1,364	4,072
連結範囲の変更に伴う増加	28,155	-
退職給付に係る負債の期末残高	54,660	60,876

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	54,660	60,876
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	54,660	60,876
退職給付に係る負債	54,660	60,876
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	54,660	60,876

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度27,869千円 当連結会計年度11,504千円

4 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度及び中小企業退職金共済制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度83,741千円、当連結会計年度96,510千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価の株式報酬費用	34,208千円	28,578千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	148,805千円	192,003千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	865千円	- 千円

3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

当社は、2014年7月1日付で、持株会社体制への移行に伴う会社分割を行い、2016年1月1日付及び2018年1月1日付で、株式分割（普通株式1株につき1.2株の割合、普通株式1株につき1.5株の割合）を行っておりますが、以下は、決議時点の内容で記載しております。

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2012- 新株予約権	2013- 新株予約権	2014- 新株予約権	2015- 新株予約権
決議年月日	2012年4月17日	2013年4月16日	2014年4月15日	2015年5月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員6名	当社取締役7名 (社外取締役を除く) 当社執行役員6名	当社取締役7名 (社外取締役を除く) 当社執行役員6名	当社取締役5名 (社外取締役を除く) 当社執行役員2名 子会社取締役8名 子会社執行役員4名
株式の種類及び付与数	普通株式 70,200株	普通株式 72,000株	普通株式 72,000株	普通株式 93,600株
付与日	2012年5月7日	2013年5月7日	2014年5月7日	2015年6月18日
権利確定条件	当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したとすることとする。	当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したとすることとする。	当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したとすることとする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したとすることとする。
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	2012年5月8日～ 2042年5月7日	2013年5月8日～ 2043年5月7日	2014年5月8日～ 2044年5月7日	2015年6月19日～ 2045年6月18日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2016- 新株予約権	2017- 新株予約権	2018- 新株予約権	2019- 新株予約権
決議年月日	2016年4月21日	2017年4月21日	2018年4月20日	2019年4月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員2名 子会社取締役7名 子会社執行役員5名	当社取締役4名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員2名 子会社取締役7名 子会社執行役員8名	当社取締役3名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員3名 子会社取締役13名 子会社執行役員6名	当社取締役3名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員3名 子会社取締役18名 子会社執行役員5名
株式の種類及び付与数	普通株式 108,000株	普通株式 111,600株	普通株式 92,340株	普通株式 95,040株
付与日	2016年5月12日	2017年5月8日	2018年5月7日	2019年5月7日
権利確定条件	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したとすることとする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したとすることとする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したとすることとする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したとすることとする。
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	2016年5月13日～ 2046年5月12日	2017年5月9日～ 2047年5月8日	2018年5月8日～ 2048年5月7日	2019年5月8日～ 2049年5月7日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2012- 新株予約権	2013- 新株予約権	2014- 新株予約権	2015- 新株予約権	2016- 新株予約権	2017- 新株予約権	2018- 新株予約権	2019- 新株予約権
決議年月日	2012年 4月17日	2013年 4月16日	2014年 4月15日	2015年 5月23日	2016年 4月21日	2017年 4月21日	2018年 4月20日	2019年 4月18日
権利確定前(株)								
前連結会計年度末	45,000	55,800	55,800	70,200	81,000	99,000	92,340	-
付与	-	-	-	-	-	-	-	95,040
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	5,400	5,400	5,400	7,200	7,200	7,200	4,500	-
未確定残	39,600	50,400	50,400	63,000	73,800	91,800	87,840	95,040
権利確定後(株)								
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	5,400	5,400	5,400	7,200	7,200	7,200	4,500	-
権利行使	5,400	5,400	5,400	7,200	7,200	7,200	4,500	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 2016年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.2株の割合）、2018年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2012- 新株予約権	2013- 新株予約権	2014- 新株予約権	2015- 新株予約権	2016- 新株予約権	2017- 新株予約権	2018- 新株予約権	2019- 新株予約権
決議年月日	2012年 4月17日	2013年 4月16日	2014年 4月15日	2015年 5月23日	2016年 4月21日	2017年 4月21日	2018年 4月20日	2019年 4月18日
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	-
付与日における公正な評価単価(円)	162	258	261	530	803	1,179	2,191	2,393

(注) 2016年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.2株の割合）、2018年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

会社名	提出会社
名称	2019 - 新株予約権 (注) 1
株価変動性 (注) 2	28.352%
予想残存期間 (注) 3	15年
予想配当 (注) 4	35円
無リスク利子率 (注) 5	0.171%

(注) 1 当社又は当社子会社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）及び執行役員に対するものであります。

2 15年間（2004年5月7日～2019年5月7日まで）の株価に基づき算定いたしました。

3 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、割当日から権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

4 2018年12月期の配当実績によります。

5 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	15,684千円	14,523千円
未払事業税	75,484千円	73,090千円
株式報酬費用	125,477千円	185,995千円
資産除去債務	22,101千円	25,196千円
繰越欠損金(注)3	25,124千円	37,505千円
退職給付に係る負債	18,365千円	59,614千円
未払金	-千円	42,064千円
その他	37,050千円	43,559千円
繰延税金資産小計	319,288千円	481,550千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	-千円	36,356千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-千円	184,190千円
評価性引当額小計(注)2	146,784千円	220,547千円
繰延税金資産合計	172,503千円	261,003千円
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	148,901千円	185,969千円
その他有価証券評価差額金	55,226千円	93,248千円
その他	75千円	3,452千円
繰延税金負債合計	204,203千円	282,671千円
繰延税金資産純額(は負債)	31,699千円	21,668千円

(注)1 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産	39,016千円	88,281千円
繰延税金負債	70,716千円	109,949千円

2 評価性引当額が73,762千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において株式報酬費用に係る評価性引当額を23,316千円、国内連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額26,295千円を追加的に認識したことに伴うものであります。

3 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計(千円)
税務上の繰越欠損金()	1,148	-	-	-	-	36,356	37,505
評価性引当額	-	-	-	-	-	36,356	36,356
繰延税金資産	1,148	-	-	-	-	-	1,148

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.2%
住民税均等割等	0.3%	0.3%
評価性引当額の増減	0.6%	0.9%
連結子会社の税率差異	0.5%	0.4%
のれん償却	0.4%	0.4%
その他	0.4%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.2%	32.7%

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、連結グループを構成する各会社の業務区分により、事業の種類別に「経営コンサルティング事業」、「ロジスティクス事業」、「ダイレクトリクルーティング事業」の3つを報告セグメントとしております。企業経営に係わる指導、調査、診断等のコンサルティング業務、会員制組織による経営研究会、セミナーの実施等を「経営コンサルティング事業」、クライアントの物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流オペレーション業務等を「ロジスティクス事業」、主に採用広告運用代行サービスを通じて、現在多くの企業が抱える人手不足という課題に、ITテクノロジーを活用した解決ソリューションを提供する事業を「ダイレクトリクルーティング事業」としております。

なお、第2四半期連結会計期間において、従来「その他」に含まれていた「ダイレクトリクルーティング事業」について金額的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度のセグメント資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	ダイレクトリクルーティング事業	その他(注)1	計	調整額(注)2	連結財務諸表計上額(注)3
売上高							
外部顧客への売上高	17,099,170	2,452,580	1,298,224	823,466	21,673,442	23,662	21,697,104
セグメント間の内部売上高又は振替高	191,826	238,860	18,997	8,403	458,087	458,087	-
計	17,290,996	2,691,441	1,317,221	831,870	22,131,530	434,425	21,697,104
セグメント利益	4,559,258	256,143	19,815	28,798	4,864,015	82,090	4,946,106
セグメント資産	13,883,729	893,623	382,126	686,236	15,845,715	10,887,078	26,732,794
その他の項目							
減価償却費	53,725	268	5,109	1,913	61,017	182,548	243,566
のれんの償却額	-	9,996	-	55,114	65,110	-	65,110
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	57,412	7,670	50,888	119,870	235,841	131,041	366,883

(注) 1 その他には、ITコンサルティング事業、コンタクトセンターコンサルティング事業、システム開発事業による収入等が含まれております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去2,359,265千円、各報告セグメントに配分していない全社収益4,888,849千円及び全社費用2,447,494千円が含まれております。全社収益は、各グループ会社からの業務受託手数料、経営指導料、不動産賃貸収入等であり、全社費用は、グループ運営に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去7,587,491千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産18,474,569千円が含まれております。全社資産は、グループ運営に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額には、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費が含まれております。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去224千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産131,265千円が含まれております。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	ダイレクトリクルーティング事業	その他(注)1	計	調整額(注)2	連結財務諸表計上額(注)3
売上高							
外部顧客への売上高	19,592,131	2,441,697	2,564,549	1,130,844	25,729,223	23,662	25,752,886
セグメント間の内部売上高又は振替高	192,588	462,275	14,139	20,195	689,198	689,198	-
計	19,784,720	2,903,972	2,578,688	1,151,040	26,418,422	665,535	25,752,886
セグメント利益又は損失()	5,395,607	344,581	80,755	23,280	5,682,713	22,764	5,705,477
セグメント資産	15,625,450	1,047,627	682,489	716,435	18,072,002	10,347,225	28,419,227
その他の項目							
減価償却費	58,195	2,977	18,011	3,614	82,798	196,194	278,992
のれんの償却額	-	-	-	66,835	66,835	-	66,835
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	94,922	2,964	99,376	3,036	200,301	227,647	427,948

(注) 1 その他には、ITコンサルティング事業、コンタクトセンターコンサルティング事業、システム開発事業による収入等が含まれております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去2,531,420千円、各報告セグメントに配分していない全社収益5,240,643千円及び全社費用2,686,458千円が含まれております。全社収益は、各グループ会社からの業務受託手数料、経営指導料、不動産賃貸収入等であり、全社費用は、グループ運営に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去7,541,445千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産17,888,670千円が含まれております。全社資産は、グループ運営に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額には、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費が含まれております。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去5,779千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産221,868千円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	ダイレクトリクルーティング事業	その他	計	調整額	連結財務諸表計上額
当期償却額	-	9,996	-	55,114	65,110	-	65,110
当期末残高	-	-	-	159,733	159,733	-	159,733

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	ダイレクトリクルーティング事業	その他	計	調整額	連結財務諸表計上額
当期償却額	-	-	-	66,835	66,835	-	66,835
当期末残高	-	-	-	92,897	92,897	-	92,897

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社等	一般財団法人船井財団 (注)2	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	役員の兼任 2名	寄付金の 拠出 (注)3	5,000	-	-

- (注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2 当社が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有しております。
 3 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社等	一般財団法人船井財団 (注)2	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	役員の兼任 2名	寄付金の 拠出 (注)3	5,000	-	-

- (注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2 当社が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有しております。
 3 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	(株)船井本社	静岡県熱海市	79,948	企業再生やビジネス支援業務	(被所有) 10.1	-	自己株式の取得 (注)2	1,500,095	-	-

- (注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2 自己株式の取得につきましては、2019年11月5日の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により買付価格を1株につき2,155円にて行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社等	一般財団法人船井財団	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	事務所の賃貸 役員の兼任 2名	寄付金の 拠出 (注)2	32,000	-	-

(注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社等	一般財団法人船井財団	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	事務所の賃貸 役員の兼任 2名	寄付金の 拠出 (注)2	37,000	-	-

(注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	435円56銭	453円48銭
1株当たり当期純利益金額	69円95銭	76円67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	69円20銭	75円89銭

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,549,556	3,868,481
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,549,556	3,868,481
普通株式の期中平均株式数(株)	50,740,880	50,453,812
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	551,150	523,683
(うち新株予約権)(株)	(551,150)	(523,683)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		-

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	22,370,829	23,165,126
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	402,278	591,243
(うち新株予約権)(千円)	(402,278)	(591,243)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	21,968,551	22,573,882
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	50,437,419	49,779,009

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)船井総研ホールディングス	第15回無担保社債	2015年 3月31日	500,000	500,000 (500,000)	0.4	無担保社債	2020年 3月31日
合計	-	-	500,000	500,000 (500,000)	-	-	-

- (注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額であります。
2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
500,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	100,000	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	13,691	9,653	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	100,000	0.83	2022年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	19,695	10,041	-	2021年1月～ 2022年5月
合計	133,386	119,695	-	-

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	100,000	-	-
リース債務	9,103	938	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	5,926,314	12,087,880	18,607,219	25,752,886
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	1,450,868	2,908,341	4,121,986	5,748,927
親会社株主に 帰属する四半期 (当期)純利益金額 (千円)	949,466	1,918,641	2,730,211	3,868,481
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	18.82	38.02	54.10	76.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	18.82	19.20	16.08	22.57

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,797,428	2,831,277
売掛金	1 292,283	1 271,791
有価証券	301,784	1,001,132
関係会社短期貸付金	12,934	84,768
その他の流動資産	1 571,965	1 704,941
流動資産合計	4,976,396	4,893,910
固定資産		
有形固定資産		
建物	891,178	895,482
土地	678,562	678,562
その他の有形固定資産	140,608	169,449
有形固定資産合計	1,710,349	1,743,494
無形固定資産		
借地権	322,400	322,400
その他の無形固定資産	223,267	228,470
無形固定資産合計	545,667	550,871
投資その他の資産		
投資有価証券	4,437,719	3,895,279
関係会社株式	6,612,651	6,612,651
その他の投資	233,618	245,655
投資その他の資産合計	11,283,990	10,753,586
固定資産合計	13,540,007	13,047,952
資産合計	18,516,404	17,941,863

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 500,826	1 466,741
1年内返済予定の長期借入金	100,000	-
1年内償還予定の社債	-	500,000
未払法人税等	74,174	27,344
その他の流動負債	1 333,776	1 387,244
流動負債合計	1,008,776	1,381,331
固定負債		
社債	500,000	-
長期借入金	-	100,000
繰延税金負債	239,430	287,551
その他の固定負債	69,037	49,337
固定負債合計	808,467	436,888
負債合計	1,817,244	1,818,220
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,125,231	3,125,231
資本剰余金		
資本準備金	2,946,634	2,946,634
その他資本剰余金	-	1,040
資本剰余金合計	2,946,634	2,947,675
利益剰余金		
利益準備金	168,818	168,818
その他利益剰余金		
別途積立金	8,100,000	8,100,000
繰越利益剰余金	3,692,580	4,322,056
利益剰余金合計	11,961,398	12,590,874
自己株式	1,861,703	3,342,957
株主資本合計	16,171,561	15,320,824
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	125,319	211,575
評価・換算差額等合計	125,319	211,575
新株予約権	402,278	591,243
純資産合計	16,699,159	16,123,642
負債純資産合計	18,516,404	17,941,863

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
営業収益	1	4,888,849	1	5,240,643
営業費用	1.2	2,431,336	1.2	2,671,206
営業利益		2,457,513		2,569,436
営業外収益				
受取利息及び配当金	1	21,654	1	26,144
その他		34,865		42,426
営業外収益合計		56,520		68,571
営業外費用				
支払利息	1	5,558	1	5,255
自己株式取得費用		-		23,358
その他		26,619		14,611
営業外費用合計		32,177		43,225
経常利益		2,481,856		2,594,782
特別利益				
投資有価証券売却益		319,945		503
新株予約権戻入益		865		-
特別利益合計		320,811		503
特別損失				
固定資産除売却損		1,335		70
関係会社出資金評価損		29,496		-
解決費用		2,000		-
特別損失合計		32,832		70
税引前当期純利益		2,769,835		2,595,215
法人税、住民税及び事業税		193,721		88,783
法人税等調整額		12,702		10,098
法人税等合計		206,424		98,882
当期純利益		2,563,411		2,496,333

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
当期首残高	168,818	8,100,000	3,079,921	11,348,739
当期変動額				
剰余金の配当			1,776,837	1,776,837
当期純利益			2,563,411	2,563,411
自己株式の取得				
自己株式の処分			7,702	7,702
自己株式の消却			181,617	181,617
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	612,658	612,658
当期末残高	168,818	8,100,000	3,692,580	11,961,398

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,109,323	16,311,282	325,172	325,172	268,964	16,905,419
当期変動額						
剰余金の配当		1,776,837				1,776,837
当期純利益		2,563,411				2,563,411
自己株式の取得	1,020,612	1,020,612				1,020,612
自己株式の処分	86,615	94,318				94,318
自己株式の消却	181,617	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			199,853	199,853	133,314	66,539
当期変動額合計	752,379	139,720	199,853	199,853	133,314	206,260
当期末残高	1,861,703	16,171,561	125,319	125,319	402,278	16,699,159

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1,040	1,040
自己株式の消却				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	1,040	1,040
当期末残高	3,125,231	2,946,634	1,040	2,947,675

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
当期首残高	168,818	8,100,000	3,692,580	11,961,398
当期変動額				
剰余金の配当			1,866,857	1,866,857
当期純利益			2,496,333	2,496,333
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	629,475	629,475
当期末残高	168,818	8,100,000	4,322,056	12,590,874

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,861,703	16,171,561	125,319	125,319	402,278	16,699,159
当期変動額						
剰余金の配当		1,866,857				1,866,857
当期純利益		2,496,333				2,496,333
自己株式の取得	1,512,084	1,512,084				1,512,084
自己株式の処分	30,830	31,870				31,870
自己株式の消却		-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			86,255	86,255	188,965	275,221
当期変動額合計	1,481,253	850,737	86,255	86,255	188,965	575,516
当期末残高	3,342,957	15,320,824	211,575	211,575	591,243	16,123,642

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。

数理計算上の差異

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含まれている「繰延税金資産」16,447千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」239,430千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
関係会社に対する短期金銭債権	310,244千円	289,421千円
短期金銭債務	534,944千円	506,823千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業収益	4,865,187千円	5,216,980千円
営業費用	43,269千円	39,578千円
営業取引以外の取引高	368千円	571千円

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	241,573 千円	258,832 千円
従業員給料	709,988 千円	803,838 千円
賃借料	450,163 千円	470,764 千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
子会社株式	6,612,651	6,612,651

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	14,009千円	3,502千円
関係会社株式評価損	101,092千円	101,092千円
株式報酬費用	51,998千円	74,183千円
資産除去債務	20,441千円	23,290千円
その他	34,742千円	33,903千円
繰延税金資産小計	222,285千円	235,972千円
評価性引当額	202,385千円	225,476千円
繰延税金資産合計	19,899千円	10,496千円
(繰延税金負債)		
固定の部		
前払年金費用	19,012千円	19,707千円
関係会社株式	185,091千円	185,091千円
その他有価証券評価差額金	55,226千円	93,248千円
繰延税金負債合計	259,329千円	298,047千円
繰延税金負債純額	239,430千円	287,551千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	26.1%	29.7%
住民税均等割等	0.2%	0.2%
評価性引当額の増減	1.2%	0.9%
その他	1.2%	1.6%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	7.5%	3.8%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	建物	1,832,619	62,031		1,894,651	999,169	57,727	895,482
	土地	678,562			678,562			678,562
	その他の有形固定資産	268,798	86,821	11,130	344,488	175,039	57,911	169,449
	計	2,779,980	148,853	11,130	2,917,703	1,174,208	115,638	1,743,494
無形固定資産	借地権	322,400			322,400			322,400
	その他の無形固定資産	339,898	83,480	13,074	410,304	181,834	67,810	228,470
	計	662,299	83,480	13,074	732,705	181,834	67,810	550,871

(注) 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://hd.funaisoken.co.jp/
株主に対する特典	毎年12月31日現在の100株以上保有株主に対してQUOカードを保有株式数に応じて贈呈 100株以上1,000株未満 QUOカード500円分 1,000株以上5,000株未満 QUOカード1,000円分 5,000株以上10,000株未満 QUOカード5,000円分 10,000株以上 QUOカード10,000円分

(注) 当会社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条(単元未満株式の買増し)に定める請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第49期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）2019年3月25日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年3月25日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第50期第1四半期（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）2019年5月14日近畿財務局長に提出。

第50期第2四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日近畿財務局長に提出。

第50期第3四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）
に基づく臨時報告書

2019年4月19日近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記（4）2019年4月19日に提出の臨時報告書の訂正報告書）2019年5月8日近畿財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

2019年12月13日、2020年1月15日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月30日

株式会社船井総研ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 村 圭 志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木戸 脇 美 紀

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社船井総研ホールディングスの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングス及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社船井総研ホールディングスの2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があ

る。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社船井総研ホールディングスが2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月30日

株式会社船井総研ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 村 圭 志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木戸脇 美 紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社船井総研ホールディングスの2019年1月1日から2019年12月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングスの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。